

山元町
過疎地域持続的発展計画
令和3年度～令和7年度

令和3年9月

宮城県山元町

一 目 次 一

| | |
|---------------------------|----|
| 1 基本的な事項 | 1 |
| 1) 町の概況 | |
| (1) 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概況 | 1 |
| (2) 過疎の状況 | 3 |
| (3) 社会経済的発展の方向の概要 | 4 |
| 2) 人口及び産業の推移と動向 | |
| (1) 人口 | 5 |
| (2) 産業 | 8 |
| 3) 行財政の状況 | |
| (1) 行財政の現況と動向 | 11 |
| (2) 施設整備水準等の現況と動向 | 13 |
| 4) 地域の自立促進の基本方針 | 13 |
| 5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 17 |
| 6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 18 |
| 7) 計画期間 | 18 |
| 8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 18 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | |
| 1) 現況と問題点 | 19 |
| 2) その対策 | 20 |
| 3) 計画 | 21 |
| 3 産業の振興 | |
| 1) 現況と問題点 | 21 |
| 2) その対策 | 24 |
| 3) 計画 | 27 |
| 4) 産業振興促進事項 | 29 |
| 4 地域における情報化 | |
| 1) 現況と問題点 | 29 |
| 2) その対策 | 30 |
| 3) 計画 | 30 |

| | | |
|----|-----------------------------|----|
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| 1) | 現況と問題点 | 30 |
| 2) | その対策 | 31 |
| 3) | 計画 | 32 |
| 6 | 生活環境の整備 | |
| 1) | 現況と問題点 | 35 |
| 2) | その対策 | 37 |
| 3) | 計画 | 38 |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| 1) | 現況と問題点 | 38 |
| 2) | その対策 | 39 |
| 3) | 計画 | 40 |
| 8 | 医療の確保 | |
| 1) | 現況と問題点 | 42 |
| 2) | その対策 | 42 |
| 3) | 計画 | 43 |
| 9 | 教育の振興 | |
| 1) | 現況と問題点 | 43 |
| 2) | その対策 | 44 |
| 3) | 計画 | 45 |
| 10 | 集落の整備 | |
| 1) | 現況と問題点 | 47 |
| 2) | その対策 | 47 |
| 3) | 計画 | 47 |
| 11 | 地域文化の振興等 | |
| 1) | 現況と問題点 | 47 |
| 2) | その対策 | 48 |
| 3) | 計画 | 48 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | 48 |
| 1) 現況と問題点 | 48 |
| 2) その対策 | 48 |
| (別表)事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分 | 50 |

1 基本的な事項

1) 町の概況

(1) 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概況

① 自然的条件

本町は、宮城県の最東南端に位置し、東は直線的な砂浜海岸となって太平洋に面し、西は阿武隈山地の北端をなす丘陵地帯が南北に連亘して角田市・丸森町に、南は福島県新地町と、北は亘理町と接しています。

町の面積は 64.5 km²、東西約 6 km、南北約 12 km のほぼ長方形の形をなす町で、地形は西には阿武隈高地から連なる丘陵地、東には海岸平野の 2 つに大別され、阿武隈山地から太平洋まで、西高東低の均一な地形が連続しているのが特徴となっています。

また、海浜部が仙台湾海浜県自然環境保全地域、深山周辺が深山緑地環境保全地域に指定されるなど、豊かな自然に恵まれていますが、海浜部については、東日本大震災（以下「震災」という。）により、砂浜海岸や黒松の防風林帯が甚大な被害を受け、かつての白砂青松の美しい景観の復活が待ち望まれています。

気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で雪が少なく、比較的過ごしやすい地域となっています。

② 歴史的条件

本町は、明治 22 年に、八手庭村、大平村、小平村、鷲足村、山寺村、浅生原村、高瀬村の 7 か村が合併して山下村、坂元村と真庭村の 2 か村が合併して坂元村となり、それぞれ自治体として発足し、さらに昭和 30 年、町村合併促進法に基づき、山下村と坂元村が合併し、山元町となっています。

産業は、稻作を中心とした農業を基幹産業としており、年間を通じて温暖な気候は、稻作の外にも果物の栽培等種々の作物に適した環境を生み出し、「リンゴ」や「いちご」は県内で有数の生産量となっています。

また、本町では、地形的な特性から、大雨等による冠水被害を平野部で度々受けしており、地震や津波については、宮城県沖地震や岩手・宮城内陸地震、昭和三陸津波やチリ地震津波等では、死者の記録は無く、主に家屋や農産物等の被害に留まっていますが、震災では、12mにもなる巨大津波が、町内全域の約 40%（可住地の約 60%、農地の約 70%）に襲来し、多くの尊い命と、住まいや鉄道等の生活基盤、農地や農業施設等の産業基盤を一瞬にして奪い去り、本町は壊滅的な被害を受けました。

誰もが経験したことがない多くの困難に立ち向かう中で、一日も早い復旧・復興を目指し、全国からの温かい支援をいただきながら、町民が一丸となって各種事業に取り組みました。また、復興にあたっては、

「スピード」「量」「質」が問われる中で従来の手法にとらわれず、震災前からの課題解決にも果敢に挑み、約8年間のうちに一般会計予算で約50年分に相当する事業を実施しました。

その結果、生活基盤や産業基盤の再生、鉄道や高速道路等の交通条件が向上し、「復興への希望」を胸に、単なる復旧にとどまらない創造的な復興へと、着実に歩みを進めることができました。

③ 社会的条件

本町は、亘理町とともに亘理郡を形成し、2町で一部行政事務組合を構成し葬祭場を共同で運営しているほか、産業、医療、文化や買物といった生活圏を共にしていますが、圏域の中心は亘理町にあり、本町へのこれら生活関連施設の集積はやや弱いといえます。

一方で、平成28年12月には震災により不通となっていたJR常磐線が約1km内陸に移設して運転再開し、仙台市中心部へ約45分での移動が可能となっています。

また、幹線道路として国道6号が町を縦断しており、沿岸部においては令和2年10月に県道相馬亘理線が嵩上げされ全線開通となりました。

さらに、常磐自動車道「山元IC」に加え、平成29年4月に、町内で2か所目となる常磐自動車道「山元南スマートIC」が供用開始されたほか、令和3年3月に「岩沼IC」から「山元IC」区間が新たに4車線化されました。

これら交通アクセスの向上が図られたことで、地方中枢都市である仙台方面からのアクセスは非常に良く、通勤・通学利用のほか企業誘致や物流においても交通利便性の高い地域となっています。

また、本町は宮城県の最東南端に位置しており、県南地域等との広域連携も視野にいれた交流人口の拡大を念頭に置きながら、町の活性化に生かしていくことが必要となっています。

④ 経済的条件

本町は、基幹産業が農業であり、温暖な気象条件を生かした多彩な農業が展開されてきました。

阿武隈山地の西部丘陵地帯では「リンゴ」の栽培が盛んであり、中央部の平野では「水稻」、そして東部の砂質土壤では「いちご」の一大産地が形成され、特に、「リンゴ」「いちご」は、県内でも有数の生産量となっていました。

また、漁業においては、特産品である「ホッキ貝」の資源管理型漁業に取り組み、品質・水揚げ量ともに県内随一を誇るまでになりました。

しかし、震災により、本町の農業、水産業、商工業はその地域集落とともに壊滅的な被害を受け、なかでも、水田農地の約8割が水没、本町の特産品である「いちご」の生産農家に関しては約9割が壊滅的状況となり、本町唯一の漁港である磯浜漁港も

壊滅的な打撃を受けました。

これを受け、津波により被災した山元北部地区・磯地区では、農地の再生と営農効率向上を目的として、農地の大区画化を図り、農業基盤を整備する農地整備事業を実施し、平成28年度から全域で営農が再開され、豊穣の大地として蘇りました。

また、特に甚大な被害を受けた山元東部地区においても、現在、農地全域で営農が再開されています。

震災後、被災沿岸部の約8割の農家が離農する状況下、「いちご」をはじめとする施設園芸作物や露地野菜、果樹、芝生、水稻などを生産する25社もの農業法人が次々と立ち上がり、被災農地の新たな担い手として役割を担っているほか、雇用の創出、交流人口の拡大にも資するなど、農業復興はもとより、地域活性化の原動力となっています。また、大きな被害を受けた本町の特産品である「いちご」については、平成26年4月、内陸に4か所のいちご団地を整備し、高設ベンチでの養液栽培を導入し同年11月には、いちご団地に参加する52戸全戸で出荷が再開しました。

さらに、本町唯一の漁港施設である磯浜漁港についても、平成27年11月に復旧が完了したほか、新式の漁具が新たに導入されるなど、特産品のホッキ漁が本格再開し、今後は水揚げ量の回復が期待されます。

これら「いちご」、「リンゴ」、「ホッキ貝」の3大特産品に加えて、近年では「シャインマスカット」の栽培や、「復興芝生」の生産など、5大特産品として、全国から注目される新しい魅力も生まれています。

(2) 過疎の状況

① 人口等の動向

本町の人口は、平成9年をピークに平成22年までに緩やかな減少が続き、平成22年の国勢調査では16,704人でした。しかし、震災により、震災関連死を含め実に人口の約4%にも及ぶ尊い命が失われ、約4,000棟の家屋が被災し、これらが大きな要因となり急激に人口減少が進みました。

特に、若者層の人口流出、出生数の減少が、震災以降、顕著になっており、16歳～25歳における転出超過が多くなっています。平成22年から平成27年にかけて年少人口(0歳～14歳)は32.5%の減少、生産年齢人口(15歳～64歳)は31.6%の減少、そのうちさらに15歳～29歳の人口は35.8%減少し、少子高齢化が進んでおり、出生数を死亡数が上回る「自然減」が続いている。

そのような中でも、平成26年以降は12,000人台の人口規模を維持しており、さらに、平成28年度からは、新婚・子育て世帯に着目した定住推進事業等の効果により、転入者が転出者を上回る「社会増」が続いている。

② これまでの過疎対策及び現在の課題とその後の見通し

本町では、震災後、「山元町震災復興計画（第5次山元町総合計画）」を策定し、単なる復旧にとどまらない、「創造的な復興」を成し遂げるべく、震災以前からの課題の解決にも、町民一丸となって果敢に取り組んできました。

その後は、令和元年12月に策定した、「第6次山元町総合計画」を基に、山元町地方創生総合戦略、山元町過疎地域自立促進計画等の各種計画の推進に取り組みながら、町が目指すべき将来像に向け、各種計画の見直しを行い、長期的な町の発展を目指してきました。

現在、本町の抱える課題として、人口減少を原因とした農業や漁業など第1次産業をはじめとする、各産業の継承者や地域コミュニティの担い手不足が挙げられます。町の活力の維持のためには、雇用の場の確保や企業誘致、定住促進とその受け皿の確保や、子育て環境の充実による出生数の増加等の取り組みなど、移住定住を促す町の魅力創出や生活利便性の向上が必要です。

また、高齢化の進展に伴い、要支援者・要介護認定者数や単身高齢世帯が増加しており、それらを地域全体で支える取り組みが必要となっているほか、公共交通の便利さや日常の買い物の便利さ、空き家の活用については、町民の満足度が低く、必要度が高くなっていることもあります。町民一人ひとりが安心して暮らせる生活環境づくりが必要です。

さらに、防災活動や、町民主体の文化、スポーツ・レクリエーション活動への参加による町民同士の交流機会の拡充が求められるほか、地域独自の自然や産業、歴史・伝統文化、コミュニティ形成等の地域への理解を深め、後継者の育成や町外への地域の魅力のPRに努めていく必要があります。

（3）社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

国勢調査によると、本町の第1次から第3次産業までを合わせた就業者数は、平成7年の9,459人をピークに減少に転じ、震災後の平成27年にはピーク時の約60%まで大きく減少しています。

産業別にみると、平成2年には第1次産業は20.1%（1,826人）を占めていましたが、以後徐々に減少し平成27年には第1次産業が占める割合は9.3%まで減少し、全体に占める第3次産業の割合が大きくなっています。

② 地域の経済的な立地特性

本町は、広域圏としては仙台都市圏域に位置付けられ、町内には、鉄道・高速道路・国道が揃い、これにより、地方中枢都市である仙台市方面からのアクセスは非常に良く、交通利便性の高い地域となっています。

また、本町は宮城県の最東南端に位置しており、県南地域等との広域連携も念頭に

置きながら、交流人口の拡大を図るなど、町の活性化に生かしていくことが必要です。

2) 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口

① 人口の推移

国勢調査によると、平成 27 年の人口は 12,315 人、世帯数は 4,429 世帯、一世帯当たりの人員は 2.78 人です。

人口の推移をみると、平成 22 年まで緩やかな減少が続き、震災による著しい減少もあり、平成 27 年の人口は、平成 7 年から比べて約 65%まで減少しています。世帯数は平成 22 年までほぼ横ばい状態でしたが、平成 27 年に大きく減少しています。一世帯当たり人員は、平成 27 年まで減少傾向が続いています。

年齢別人口をみると、平成 27 年の 0 歳～14 歳人口(年少人口)は 1,141 人(9.3%)、15 歳～64 歳人口(生産年齢人口)は 6,655 人(54.0%)、65 歳以上人口(老人人口)は、4,519 人(36.7%)です。

構成比でみると、老人人口は増加傾向にあり、年少人口及び生産年齢人口は減少の傾向が続き、人口減少と少子高齢化が進行しています。

② 今後の見通し

今後も少子高齢化や若者の流出による人口の減少傾向は続くと予測されており、令和 27 年(2045 年)には、本町の人口は、町独自推計で約 8,500 人、国立社会保障・人口問題研究所による推計では約 7,000 人にまで減少すると予測されています。

上記のとおり、平成 27 年の人口は 12,315 人となっており、今後、合計特殊出生率の上昇や定住促進事業、若者の地元定着施策等の人口減少対策に取り組むことで、令和 10 年(2028 年)の将来目標人口を 11,200 人とします。

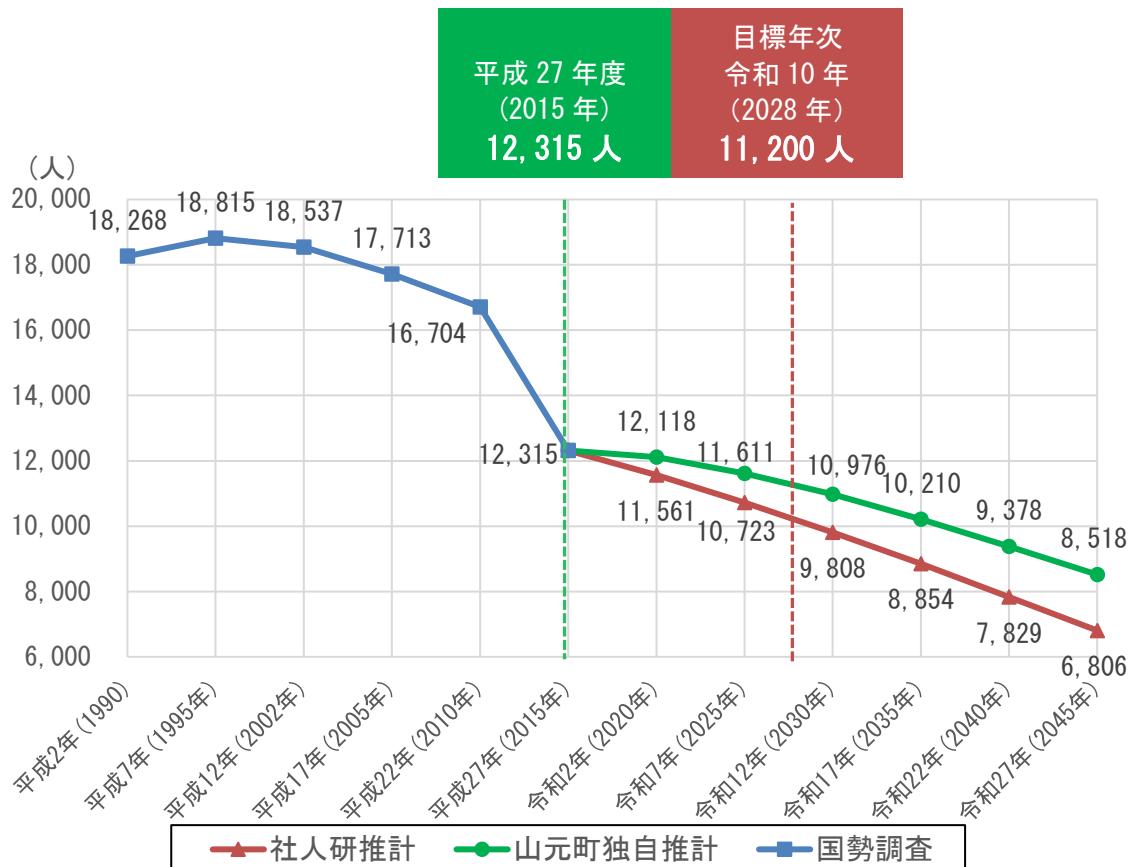
表1－1（1）人口の推移（国勢調査）

| 区分 | 昭和 35 年 | | 昭和 40 年 | | 昭和 45 年 | | 昭和 50 年 | |
|----------------------|-------------|--|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 16,547 | | 人 15,204 | % -8.1 | 人 14,820 | % -2.5 | 人 15,869 | % 7.1 |
| 0歳～14歳 | 5,583 | | 4,363 | -21.9 | 3,366 | -22.9 | 3,403 | 1.1 |
| 15歳～64歳 | 9,797 | | 9,563 | -2.4 | 10,086 | 5.5 | 10,714 | 6.2 |
| うち 15 歳 ～29 歳 (a) | 3,703 | | 3,342 | -9.7 | 3,722 | 11.4 | 3,944 | 6.0 |
| 65歳以上 (b) | 1,167 | | 1,278 | 9.5 | 1,368 | 7.0 | 1,752 | 28.1 |
| 若年者比率 (a) ／総数 | 22.4% | | 22.0% | — | 25.1% | — | 24.9% | — |
| 高齢者比率 (b) ／総数 | 7.1% | | 8.4% | — | 9.2% | — | 11.0% | — |

| 区分 | 昭和 55 年 | | 昭和 60 年 | | 平成 2 年 | | 平成 7 年 | |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|----------|-------------|----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 17,630 | % 10.0 | 人 18,236 | % 3.4 | 人 18,268 | % 0.2 | 人 18,815 | % 3.0 |
| 0歳～14歳 | 4,025 | 18.3 | 3,961 | -1.6 | 3,402 | -14.1 | 2,865 | -15.8 |
| 15歳～64歳 | 11,536 | 7.7 | 11,764 | 2.0 | 11,822 | 0.5 | 12,135 | 2.6 |
| うち 15 歳 ～29 歳 (a) | 3,627 | -8.0 | 3,199 | -11.8 | 3,236 | 1.2 | 3,488 | 7.8 |
| 65歳以上 (b) | 2,069 | 18.1 | 2,511 | 21.4 | 3,044 | 21.2 | 3,815 | 25.3 |
| 若年者比率 (a) ／総数 | 20.6% | — | 17.5% | — | 17.7% | — | 18.5% | — |
| 高齢者比率 (b) ／総数 | 11.7% | — | 13.8% | — | 16.7% | — | 20.3% | — |

| 区分 | 平成 12 年 | | 平成 17 年 | | 平成 22 年 | | 平成 27 年 | |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 18,537 | % -1.5 | 人 17,713 | % -4.4 | 人 16,704 | % -5.7 | 人 12,315 | % -26.3 |
| 0 歳～14 歳 | 2,423 | -15.4 | 1,972 | -18.6 | 1,691 | -14.2 | 1,141 | -32.5 |
| 15 歳～64 歳 | 11,675 | -3.8 | 10,823 | -7.3 | 9,729 | -10.1 | 6,655 | -31.6 |
| うち 15 歳 ～29 歳 (a) | 3,305 | -5.2 | 2,747 | -16.9 | 2,144 | -22.0 | 1,376 | -35.8 |
| 65 歳以上 (b) | 4,439 | -16.4 | 4,918 | 10.8 | 5,284 | 7.4 | 4,519 | -14.5 |
| 若年者比率 (a) ／総数 | 17.8% | — | 15.5% | — | 12.8% | — | 11.2% | — |
| 高齢者比率 (b) ／総数 | 23.9% | — | 27.8% | — | 31.6% | — | 36.7% | — |

表1－1（2）人口の見通し（出典：第6次山元町総合計画）



山元町の将来人口推計（国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

（2）産業

① 産業構造、各種産業別の現況

本町の平成27年国勢調査の産業別就業人口を見ると、第1次産業が9.3%、第2次産業が35.4%、第3次産業が55.3%となっています。平成22年と比べると第1次産業は2.1ポイント減少、第2次産業は3.6ポイント増加、第3次産業は1.5ポイント減少となっていますが、産業全体の傾向として、第3次産業の比率が徐々に増加している状況です。

年齢階級別の産業人口を見ると、男女ともに農業、林業、漁業は60歳以上の比率が高くなっています。また、男性の就業者数が多い建設業においても、50歳以上の比率が5割を超えています。製造業においては、男女ともに49歳までの就業者が約6割を占めています。情報通信業においては49歳までの就業者が大きな比率を占めています。

② 今後の動向

年齢階級別産業人口において、就業者数が多い製造業では 49 歳までの就業者が 6 割を占めているものの、農業、林業では 60 歳以上の比率が高く、今後その継続が危ぶまれると考えられます。

なお、農林水産省が実施した「令和元年新規就農者調査」によると、令和元年（2019 年）の新規就農者は全国で 55,870 人となっており、49 歳以下については 18,540 人と、平成 27 年（2015 年）以降減少しています。このうち、土地や資金を独自に調達して農業経営を開始した経営責任者及び共同経営者である「新規参入者」については 3,200 人（うち 49 歳以下は 2,270 人）となり、若い世代の「田園回帰」に対するニーズが高まっていると推測されます。

本町の地域資源には、豊富な農水産物や田園空間があり、農山漁村を志向する方々を受け入れる土壤が備わっていると考えられます。都市部で生活する若者や子育て世代が安心して移住できるまちづくりを目指して、移住相談の実施、補助事業の創設等を検討する必要があります。

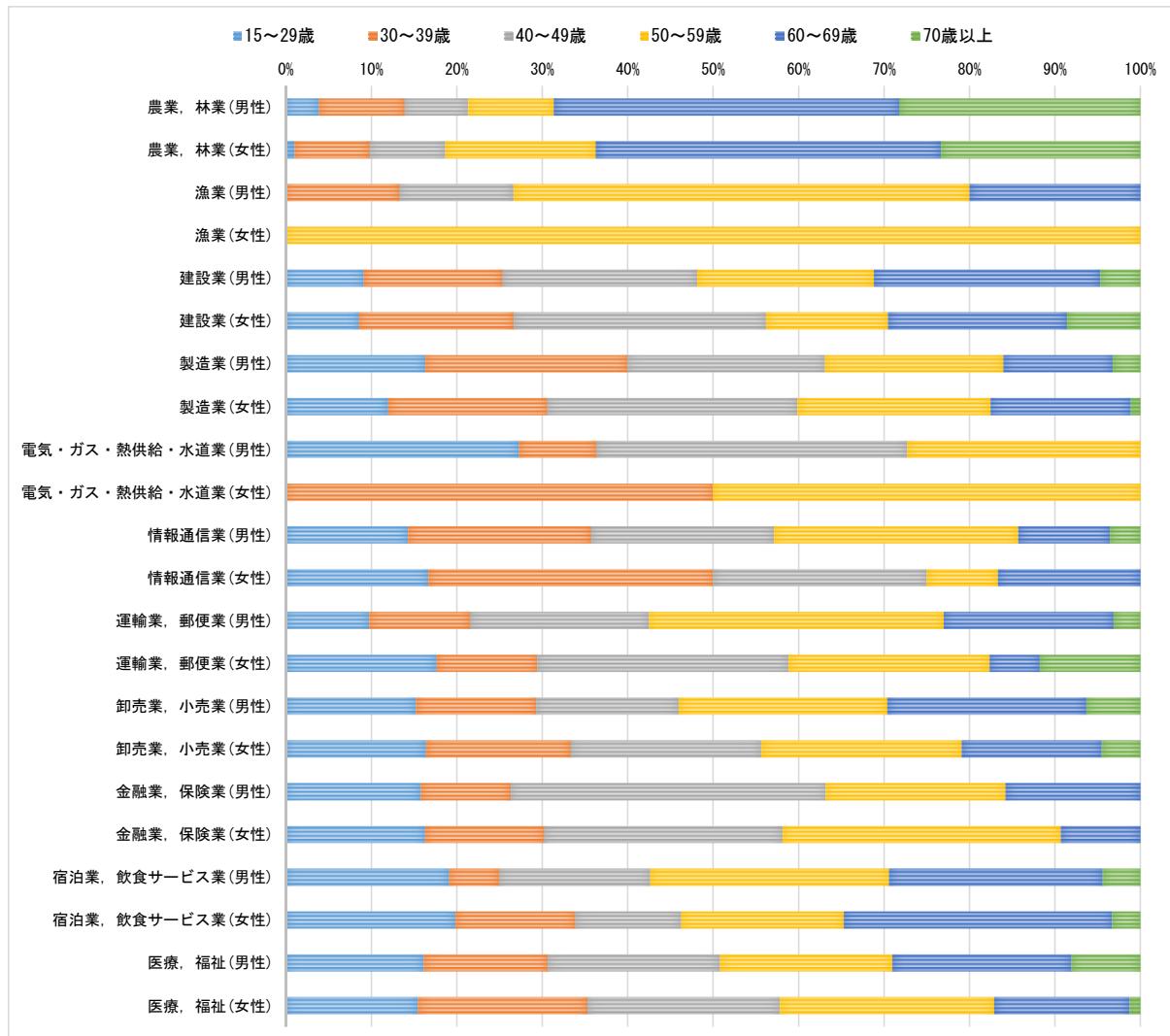
表1－1（2）産業別人口の動向

| 区分 | 昭和35年 | | 昭和40年 | | 昭和45年 | | 昭和50年 | |
|-----------------|-------|------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 実数 | 人 | 実数 | 増減率 | 実数 | % | 実数 | % |
| 総数 | | 人 7,602 | 人 7,273 | % -4.3 | 人 7,999 | % 10.0 | 人 7,991 | % -0.1 |
| 第1次産業 就業人口比率 | 69.4% | 61.9% | — | — | 51.4% | — | 36.3% | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | 8.1% | 12.1% | — | — | 21.6% | — | 27.0% | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | 22.5% | 26.0% | — | — | 27.0% | — | 36.7% | — |

| 区分 | 昭和55年 | | 昭和60年 | | 平成2年 | | 平成7年 | |
|-----------------|------------|-----------|------------|----------|------------|----------|------------|----------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 8,843 | % 10.7 | 人 8,886 | % 0.5 | 人 9,086 | % 2.3 | 人 9,459 | % 4.1 |
| 第1次産業 就業人口比率 | 27.1% | — | 24.2% | — | 20.1% | — | 16.0% | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | 30.7% | — | 32.8% | — | 34.8% | — | 34.9% | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | 42.2% | — | 43.0% | — | 45.1% | — | 49.1% | — |

| 区分 | 平成12年 | | 平成17年 | | 平成22年 | | 平成27年 | |
|-----------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 8,965 | % -5.2% | 人 8,269 | % -6.8 | 人 7,344 | % -11.2 | 人 5,580 | % -24.0 |
| 第1次産業 就業人口比率 | 13.5% | — | 14.5% | — | 11.4% | — | 9.3% | — |
| 第2次産業 就業人口比率 | 34.7% | — | 32.2% | — | 31.8% | — | 35.4% | — |
| 第3次産業 就業人口比率 | 51.8% | — | 53.3% | — | 56.8% | — | 55.3% | — |

【年齢階級別産業人口】



出典「平成 27 年国勢調査」(総務省)

3) 行財政の状況

(1) 行財政の現況と動向

膨大な復旧・復興関連事業を最優先に、限られた人員の中で震災復興計画に掲げる諸施策を総合的かつ着実に実行し、常に行政コストを意識しながら、将来を見据えたまちづくりを推進してきました。また、震災後、27%もの急激な人口減少の中にあって、令和元年度の町税収入は震災前とほぼ同水準まで回復しています。しかしながら、今後も続く人口減少の中には、より効率的かつ健全で持続可能な行財政運営を進める必要があります。また、震災復興関連事業等により災害公営住宅をはじめ、多くの公共施

設等の整備を図ってきましたが、一方で維持管理経費が増大している状況です。さらに、超高齢化社会に伴う社会保障関係費用の増大により、財政構造の硬直化が進むことが懸念されています。

今後は、国の動向等を見据えながら、「第6次山元町総合計画」をベースとした、中長期的な財政見通しを策定する必要があります。また、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うに当たっては、公共施設の維持管理をどのようにマネジメントするかが肝要となることから、公共施設等総合管理計画に基づく、長寿命化計画等の策定に積極的に取り組み、必要な財源を確保しつつ計画的に進める必要があります。

表1－2（1）町の財政状況 (単位：百万円)

| 区分 | 平成22年度 | 平成27年度 | 令和元年度 |
|---------------|--------|---------|---------|
| 歳入総額A | 6,114 | 42,721 | 13,020 |
| 一般財源 | 5,042 | 23,639 | 5,154 |
| 国庫支出金 | 388 | 5,794 | 1,361 |
| 県支出金 | 341 | 2,186 | 436 |
| 地方債 | 20 | 495 | 592 |
| うち過疎対策事業債 | 0 | 0 | 342 |
| その他 | 324 | 10,607 | 5,476 |
| 歳出総額B | 5,486 | 31,964 | 11,387 |
| 義務的経費 | 2,468 | 2,535 | 2,680 |
| 投資的経費 | 637 | 15,126 | 4,026 |
| うち普通建設事業 | 635 | 13,497 | 3,809 |
| その他 | 2,380 | 14,303 | 4,681 |
| 過疎対策事業費 | 0 | 0 | 490 |
| 歳入歳出差引額C(A-B) | 629 | 10,757 | 1,633 |
| 翌年度へ繰越すべき財源D | 49 | 9,295 | 926 |
| 実質収支C-D | 580 | 1,462 | 707 |
| 財政力指数 | 0.38 | 0.35 | 0.38 |
| 公債費負担比率 | 11.4% | 6.1% | 5.8% |
| 実質公債費比率 | 14.6% | 13.6% | 9.9% |
| 起債制限比率 | 8.8% | 4.4% | — |
| 経常収支比率 | 90.9% | 86.7% | 95% |
| 将来負担比率 | 65.8% | -118.3% | -172.6% |
| 地方債現在高 | 5,736 | 6,047 | 7,255 |

(2) 施設整備水準等の現況と動向

公共施設については、人口減少・少子高齢化が進展する中、震災後に整備した施設や既存施設を含めた、公共施設全体の維持管理マネジメントが課題となっていることから、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備・維持管理に努めていくこととしています。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成12 年度末 | 平成22 年度末 | 令和元 年度末 |
|-----------------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 町道 | | | | | |
| 改良率 (%) | — | — | 47.5 | 55.4 | 63.5 |
| 舗装率 (%) | — | — | 71.5 | 77.1 | 82.0 |
| 農道 | | | | | |
| 延長 (m) | 137,251 | 137,251 | 137,251 | 137,251 | 129,806 |
| 耕地1ha当たり農道延長 (m) | — | — | — | — | — |
| 林道 | | | | | |
| 延長 (m) | 2,236 | 2,236 | 2,236 | 2,236 | 2,236 |
| 林野1ha当たり林道延長 (m) | — | — | — | — | — |
| 上水道普及率 (%) | 90.53 | 94.41 | 96.89 | 97.54 | 98.94 |
| 水洗化率 (%) | — | — | 80.01 | 90.09 | 98.84 |
| 人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床) | 29.63 | 29.34 | 29.62 | 27.60 | 30.3 |

4) 地域の持続的発展の基本方針

(1) 持続的発展の基本方針

当町における、過疎の状況及びこれまでの過疎対策の成果と現在の課題等を勘案し、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に資するため、「第6次山元町総合計画」における「まちづくりの基本方針」に基づき地域の持続的発展の基本方針を下記のとおり設定する。

① 健やかなくらしをともに支えるまちづくりに取り組みます

(子育て環境、保健・医療、障がい福祉、高齢者福祉)

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の将来人口は令和12年（2030年）には1万人を割り込み、人口の約半数が65歳以上の高齢者になることが予測されています。また、町民意向調査による、「重要度」「満足度」のいずれも、「子どもの健全育成」「保育・医療」「障がい福祉」「高齢者福祉」は、重要度の高い施策とされていま

す。

町では「子育てするなら山元町」の実現を目指して、若者や子育て世代をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施し、町内で安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

また、健康寿命を延ばすことは、元気に生活していくための要であり、まちづくりへの参画に対する機運の醸成にもつながります。独立行政法人国立病院機構宮城病院（以下「宮城病院」という）を核として、診療所・病院、民間介護施設等の地域連携の強化を図り、病気になりにくい体づくり、疾病予防を推進します。

さらに、障がいのある方が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域や企業、学校と連携し、障がい福祉の充実を図るほか、高齢者及びその家族を地域で支えるべく、各種介護サービス、介護施設との連携を図り地域ボランティア等の登用を進めます。また、本町において、子どもから高齢者まで生涯を通じて、誰もが元気で健康的に暮らせるまちを目指します。

② 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組みます (農林水産業、商工業、観光・交流、移住・定住)

震災からの復興を機に、新しい農業経営体が育ち、沿岸部の農地の大区画化により農業の効率化が進んでいることから、戦略作物の生産や転作作物作付けの定着化、新たな特産品の発掘などを進めながら経営の効率化を図ります。また、本町には、県内有数の収穫量を誇る「いちご」や「リンゴ」に加え、イチジクやブドウなどといった高付加価値を得られる各種農作物の生産が進められていることから、今後も生産性を高めながら、6次産業による高付加価値化やさらなるブランド力の向上を図ります。加えて、担い手の育成や山間部の耕作放棄地対策など、今後の農業振興のあり方を検討し、有効な土地利用を進めます。

また、水産業では特産品の「ホッキ貝」の安定的な漁獲量の確保を支援するとともに、担い手の確保や育成に取り組み、水産業の再興を図ります。

商工業は、町民意向調査において、「雇用の場」「工場誘致」等が重点的に取り組むべき事項として挙げられており、引き続き町内への企業誘致を推進するため、用地の確保・整備等を実施するとともに、その一方で、企業から町内人材の確保・雇用に苦慮している旨の声があることを踏まえ、町内企業等と連携し、町民の方々に町内企業を就職先として選択していただける環境の整備など労働力確保に取り組みます。また、地域に根差した産業としての振興を目指し、技術力の高度化や、人材育成を図ります。

観光においては、豊かな自然環境がもたらす里山や海、農水産物等の地場産品をはじめ、震災を契機に新たに発見された「線刻壁画」や「大條家ゆかりの茶室」等をはじめとする名所旧跡、多くの方々で賑わう観光農園などの観光施設、四季折々の催事やイベントなど、誇れる地域資源が数多く存在しています。これらの資源を観光交流拠点として十分に生かしながら、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を交流拠

点施設のランドマークとし、周遊できるようネットワークを構築し、交流人口の拡大を図ります。そして、イベントや各種施設等の地域資源との連携により「いちごのふるさと山元町」をPRし、来訪するすべての方々に有意義な時間を過ごしていただける環境の充実を図ります。

また、産業の振興とともに、雇用と暮らしを一体的に充実させることにより、賑わいのあるまちづくりを進めます。本町の交通利便性のポテンシャルの高さを生かしながら、駅前を中心とした住環境の充実と合わせ、空き地・空き家の活用を図るほか新たな居住候補地周辺のインフラ整備等により、移住・定住者の受け入れを促進とともに、移住・定住希望者への情報提供や生活サポートなどの充実を図り、『“来て・見て・食べて・住んでよし”交流関係から定住へ、住むならやっぱり山元町』と誰からも親しみのあるまちづくりを進めます。

③ のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます

(学校教育、生涯学習、文化財、スポーツ・レクリエーション)

少子化の影響により、子どもたちの学びを取り巻く環境は厳しくなっています。若者を対象とした調査でも、10年後の町のあり方として「子育て・教育環境が充実したまち」の選択が多く、町民意向調査の割合と比較すると、関心が高いことが傾向として挙げられます。今後、児童・生徒の減少に伴う学校再編の検討に合わせ、幼児教育との連携を図りながら、子どもたちの学力向上や適切な心身の発育につながるようより良い教育・学習環境の整備を推進します。

また、中学生アンケートでは、「山元町が好き」と回答した割合は7割を超えています。しかし、「山元町で自慢できるもの」に対して「ある」と回答した割合は半数以下となっており、本町の未来を担う地域の宝である子どもたちの一人ひとりに、郷土への誇り「郷土愛」が育くまれていく取り組みを、地域・家庭と一体となって進めます。

さらに、誰もが生涯にわたり活躍できるよう、生きがいをもって学ぶことのできる環境づくりを進めるほか、本町の多様な資源を生かし、歴史・伝統文化・芸術に触れ合う機会を創出するとともに、スポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。

④ 快適な生活を支える、コンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みます

(防災・減災、防犯、交通安全、都市整備、公共交通、上下水道)

再び発生する可能性のある地震災害、水害、土砂災害などの自然災害から町民の生命、財産を守るために、「自助・共助」の理念のもと、訓練や防災教育により意識を高めるとともに、地域の自主防災組織の機能強化など、地域と行政が連携した体制の構築を目指します。

また、防潮堤や防潮林、高盛土道路による多重防御対策を継続して実施するととも

に、避難路などを整備することにより、防災・減災対策の充実を図ります。

日常の防犯活動については、地域ぐるみの防犯に努め、安全・安心な地域社会づくりを目指します。

震災後に整備された新市街地を中心にコンパクトシティ化を推進し、さらなる町民の生活利便性の向上と災害からの被災リスクを軽減するまちづくりを目指します。

公共道路は、高規格道路や鉄道駅などの主要交通網との連携を図りながら、ネットワークの充実を図ります。また、JR常磐線や町民バス等を地域の身近な交通手段とするべく、交通弱者対策などに対応しながら、公共交通の利便性の向上を図ります。

生活を支える上下水道・浄化槽については、汚水処理計画に基づき効率的な整備を進めます。これらの基盤整備を総合的に進めることで、誰もが笑顔で快適に生活できる環境づくりを目指します。

⑤ 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます

(環境保全、廃棄物・循環型社会、地域コミュニティ・協働、行財政運営)

本町の東側には太平洋、西側には阿武隈高地から連なる丘陵地が広がり、全域の約6割が森林や農地、河川などの緑に覆われ、豊かな自然環境に恵まれていますが、森林面積は年々減少しております。

中学生のアンケートでも、「自然の豊かさ」についての満足度は高い反面、町民意向調査では、「自然環境の保全」についての満足度が低いという傾向が出ています。森林や河川、海などの本町の宝である豊かで美しい自然環境を、次の世代へと受け継いでいくための取り組みを進めます。

廃棄物については、不法投棄の防止など意識啓発を図りながら、3Rによる適正処理など循環型社会の形成を目指します。

山元町町民憲章には、「みんなの力でゆたかな町をつくります」という理念が位置付けられており、町民協働によるまちづくりが謳われています。町民一人ひとりのまちづくりに対する意識を高めながら、町民が主体となって活躍できる地域自治の実現に向けた取り組みを支援します。

町民一人ひとりの人権が尊重され互いに認め合えるまちづくりを推進するとともに、町内に住み、働く外国人も含め誰しもが安全に安心して暮らし、誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

また、厳しい行財政運営の中、多様化する住民ニーズに対応するために、広域的な連携、人工知能（AI）やIoTの導入等による行政運営の効率化、民間活力の活用などを図りながら、行政サービスの質と町民の満足度のバランスを図りながら効率的な行政運営を目指します。

大切な自然環境を保全しながら、身近なごみのリサイクルなどにより日常の生活環境の向上も図り、コミュニティの再構築などを進め、町民一人ひとりの負担ができる限り抑制できるようなまちづくりを進め、超高齢化を伴う人口減少社会に適応できる

低コストで持続可能なまちづくりに取り組みます。

5) 地域の持続的発展のための基本目標

各基本方針等に基づき、本計画期間内に達成すべき計画全般に関わる目標を下記の通り設定する。

| | | | | |
|------|--|----------------|----------------|----------------|
| 方針 | ① 健やかなくらしをともに支えるまちづくりに取り組みます (子育て環境、保健・医療、障がい福祉、高齢者福祉) | | | |
| 目標指標 | 内容 | 現状値 (令和2年度) | 中間値 (令和5年度) | 目標値 (令和7年度) |
| | 合計特殊出生率 | 1.11 | 1.19 | 1.20 |
| 方針 | ② 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組みます (農林水産業、商工業、観光・交流、移住・定住) | | | |
| 目標指標 | 内容 | 現状値 | 中間値 | 目標値 |
| | 雇用者数 | 3,398人 | 3,700人 | 3,700人 |
| 方針 | ③ のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます (学校教育、生涯学習、文化財、スポーツ・レクリエーション) | | | |
| 目標指標 | 内容 | 現状値 | 中間値 | 目標値 |
| | 町民1人当たり社会教育・社会体育施設利用回数 | 15.4回 | 16.2回 | 16.3回 |
| 方針 | ④ 快適な生活を支える、コンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みます (防災・減災、防犯、交通安全、都市整備、公共交通、上下水道) | | | |
| 目標指標 | 内容 | 現状値 | 中間値 | 目標値 |
| | 震災前と比較した避難路整備による時間短縮率 | 9.9% | 17.4% | 17.4% |
| 方針 | ⑤ 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます (環境保全、廃棄物・循環型社会、地域コミュニティ・協働、行財政運営) | | | |
| 目標指標 | 内容 | 現状値 | 中間値 | 目標値 |
| | 町税収納率 | 97.2% | 97.6% | 97.8% |

6) 計画達成状況の評価に関する事項

上記 5)に掲げた基本目標の達成状況については、本計画の中間年にあたる令和 5 年度に、第 6 次山元町総合計画の評価と併せて実施するものとする。

7) 計画期間

本計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や管理・運営については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、本町における公共施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえて、以下の 3 つの視点から地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等を検討していきます。

視点 1：既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえて、建築年度が古く今後も継続していく必要がある施設については、計画的な建替え、修繕・改善による品質の保持や機能改善に努めるとともに、施設によっては他の用途との複合化を図るなど、既存施設の有効活用を推進します。

視点 2：供給量の適正化の推進

将来の人口動向や財政状況を踏まえて、公共施設の総量（延床面積）の削減を図り、公共施設のコンパクト化（統合、廃止、取り壊し等）及び維持継続する施設の長寿命化を推進し、供給量の適正化を推進します。

視点 3：効率的な管理・運営の推進

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立を進めるとともに、管理・運営の民間活力の導入の検討（民間に管理・運営を任せられる施設の民間への移管等）などにより、効率的な管理・運営を推進します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1) 現況と問題点

(1) 移住・定住の推進

震災後の急激な人口減少と、少子高齢化の影響で本町の人口は減少傾向が続いています。人口の減少を抑制し、移住・定住の促進と地域活性化を図るため、新たに住宅の取得等を行う新婚・子育て世帯新規転入者等への定住促進事業により、近年は転出者が転入者を上回る社会増に転じています。一方で、出生者数を死亡者数が上回る自然減が続いていることから、本町の最重要課題である少子高齢化、年齢構成のアンバランス化を解消し、「子育てするなら山元町」、「住むならやっぱり山元町」の実現を図るための取り組みが必要です。

また、一人でも多くの町民が、安心して快適に暮らし続けることができるよう、良好な居住環境の形成が求められます。

近年、空き地・空き家の増加が深刻となっており、その対策が必要です。空き宅地や未利用地等の活用を図るため、ホームページ等を活用するなど、常に最新の

「空き地・空き家情報」を提供していますが、登録物件が少ないとから登録を促すための対策が必要となっています。

(2) 地域間交流の促進

近年のライフスタイルの変化に伴い、自然や地域の文化、歴史への関心が高まっていることを背景に、地域間交流が盛んに行われています。地域間交流は、地場産業の活性化だけでなく、人材育成、地域活性化に必要不可欠なものであるため、地域住民との協働により、今後も一層推進することが求められています。

(3) 地域社会の担い手となる人材育成の促進

コンパクトシティの形成に向け各種事業を展開しています。町全体で、若者を中心とした人口減少が進行し、従来のコミュニティの維持が困難となっています。自立したコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりを行うための担い手の育成・確保、及び地域づくり活動への支援が必要となっています。

協働のまちづくりに向けて従来の行政区単位の活動のほか、住民活動の掘り起こしと適切な支援・連携の方策を検討、地域コミュニティ活動のための集会所施設整備等を実施し、地域活動の一助となるよう支援してきました。また、被災行政区の集会所建設・備品整備・コミュニティ活動再構築事業などの補助を実施してきました。地域の課題解決に向け、地域活性化に対する意識改革や地域づくりの担い手となる人材の育成が必要です。

2) その対策

(1) 移住・定住の推進

これまでの定住促進事業に加え、多様なニーズに対応するため、生活環境(教育や保育、福祉等)にも配慮した環境整備や外部人材等を活用し、関係部署と連携を図りながら、移住・定住の相談窓口の充実を図り、定住人口確保の取り組みを促進します。空き地や空き家情報を積極的に収集・発信するとともに、中古住宅購入・住宅リフォーム等の補助や、空き家に残る家財道具等の処分を支援し、資源の有効活用と循環を図り、併せて、空き家所有者に適切な維持管理を働きかけていきます。

また、買い物や通院などの生活関連サービスの充実、利便性の高い公共交通体系の整備などにより、便利で快適な暮らしができる魅力ある居住環境を創出します。

さらに、町内企業等の求人情報の提供や新規起業支援などを行い、就業機会の確保や、新たな働き方の進展に合わせ企業の新しい就業拠点の進出について働きかけを行います。

(2) 地域間交流の促進

農業や漁業、商業などを兼業している町民の暮らし方・暮らしの場(里山、里海等)を生かし、次世代を担う子どもたちの生きる力を育み、町全体を学校に見立てた学びの環境づくりを進めます。

また、様々な体験活動を通じたグリーンツーリズムやブルーツーリズム、エコツーリズム、復興ツーリズム等のプログラムを充実させ、移住定住事業と組み合わせることにより、交流人口及び定住人口が増加するまちづくりを推進します。

(3) 地域社会の担い手となる人材育成の促進

行事等の地域活動における、ボランティア活動、研修会等への参加を促すとともに、地域づくりの担い手確保に努めます。また、町民の主体的なまちづくり活動を支援し、若者や女性もまちづくりに参加しやすい体制を整備し、町民全体が地域づくり活動へ参画する機会を確保します。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策 区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------------------|------------------------------------|-----------------|----------|----|
| 1 移住・定住 ・地域間交流 の促進、人材 育成 | (4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 移住・定住 | 移住・定住支援事業 | 町 | |
| | | 移住・定住定着支援事業 | 町 | |
| | | 空き家家財道具等処分支援補助金 | 町 | |

3 産業の振興

1) 現況と問題点

(1) 農業

沿岸部においては、効率的で生産性の高い農業を目指し、震災の津波で被災した農地や宅地跡等の非農地を集約・大区画化する農地整備事業が行われ、平成30年度にほぼ全域で営農が再開されました。あわせて、農地整備事業により、排水施設の機能強化を推進してきました。

また、震災以降、被災沿岸部の約8割の農家が離農する状況下、いちごをはじめとする施設園芸作物や露地野菜、果樹、芝生、水稻などを生産する25社もの新たな農業法人が次々と立ち上がり、被災農地の新たな担い手としての役割を担っているほか、雇用の創出、交流人口の拡大にも資するなど、農業復興はもとより、地域活性化の原動力となっています。

一方で、高齢化や後継者不足により、第1次産業に従事する人口は大幅な減少が続いており、IoTをはじめとした新たな技術による効率的な生産システムの導入や、本町の魅力を最大限に生かした産業の構築が求められます。農業の持続的な発展を図るため、今後とも引き続き、生産者・従事者の所得向上や経営の安定、担い手確保等を図っていく必要があります。

また、過疎化・高齢化や離農等の進行により、地域内における農業施設の維持活動が農家や地域住民の負担となっており、今後はさらなる負担増が見込まれます。このため、農業施設の維持活動を支援する取り組みや、活動組織を広域化し、町内全域で支援できる体制づくりが求められます。

さらに、山間部を中心にイノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が通年で発生しており、年々被害の範囲が拡大しています。このため、より効果的な被害防止・軽減対策を講じていくことが必要です。

(2) 林業

当町は、町面積の約3割にあたる森林を有しています。その大部分について適切な経営管理が行われていないため、森林の循環利用が図られていない状況となっています。森林の循環利用を図るとともに、林業生産活動を通じた森林資源の質的充実、水源涵養、山地災害防止等の公益機能を發揮させるため、森林の保全・育成の推進と意欲ある担い手の確保が課題となっています。

(3) 水産業

震災以前、特産品のホッキ貝については、資源管理型漁業の取り組みにより県内有数の品質と水揚げを誇りました。また、新規產品の開発や後継者の確保にも努めるなど、販路拡大に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、震災により本町唯一の漁港である磯浜漁港は、漁港施設のほか、船舶や漁具等も流失するなど壊滅的な被害を受けました。特に、津波により海中に飛散した消波ブロック等を含む海中ガレキにより、ホッキ貝の漁獲そのものが不可能となるなど、漁場自体へのダメージは深刻なものとなりました。

こうした中、少しずつ震災からの復旧・復興が進み、平成27年5月末に約3,000個の消波ブロックの撤去と復旧整備が完了し、「水産物荷捌所」等の水産業共同利用施設も平成26年3月に完成したほか、平成27年度に共同利用漁船15艘の登録を完了しました。また、防波堤や物揚場等の漁港施設は平成27年11月に復旧整備が完了し、現在はホッキ漁が本格再開しており、水揚げ量の回復が期待されます。今後は、ホッキ貝をはじめとする大切な水産資源を安定的かつ持続的に利用できるよう、漁場環境の適切な保全に努める必要があります。

また、将来にわたり漁業を持続していくためには、担い手となる後継者や新規就業者の育成・確保が課題となっています。

(4) 商工業

商工業は、町民の就労の場や所得の確保等、日々の暮らしを支える生活基盤であり、まちの活力を創出し、賑わいをもたらす原動力となることからも、その安定した発展が求められています。

震災後、新市街地に新たな商業施設を誘致したこと、日用品や食料品などの最寄品の町内購買率が大幅に上昇しました。しかし、町民の日常的な買い物場所に対するニーズは依然として高いことから、引き続き町内の購買需要に応えうる個々の商店のサービスの向上等を促進していくことが必要です。

その一方で、商工業者をはじめとする中小企業者等を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、引き続き中小企業振興資金融資制度、中小企業振興資金利子補給事業等を継続し、中小企業者等の負担軽減を図る必要があります。

また、企業誘致については、優遇制度の見直し検討や各種支援を通じたワンストップ体制の構築、企業立地セミナー、用地確保等、企業誘致に向けた取り組みの結果、震災後、商業施設を含め 18 社の誘致や事業拡大が実現するとともに、令和 3 年 5 月時点で合計 205 名の雇用を創出（35 名町内雇用）しています。

今後も、雇用の確保や地域経済の活性化、既存の町有地をはじめとする沿岸地区非農用地や町内各地の土取場等の有効活用を図るために、企業誘致に継続して取り組む必要があるほか、企業誘致を円滑に進めるためにも、企業に必要とされる人材を育成することが重要です。

（5）観光

本町を訪れている観光客数は、震災前は年間 4 万人余りで推移していましたが、震災後、「ふれあい産業祭」をはじめとする各種イベントの開催や農業法人等によるいちご狩り等観光農園への取り組み、さらには待望の農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」のオープンにより、大勢の利用客で賑わいを見せており、交流人口 100 万人の実現に向け、順調な伸びを見せています。

本町には、優れた自然景観や全国に誇れる農水産物等、質の高い地域資源や歴史的資源が豊富にあるほか、首都圏と直結する常磐自動車道や JR 常磐線など充実した交通インフラや、山元ブランドとして全国に通用する潜在能力を秘めていることから、引き続き観光関係者や自治体との連携はもちろんのこと、農林水産業、商工業関係者等の垣根を越えて幅広く連携し、これらの観光資源を磨き上げ、町の知名度・魅力の向上につなげていくとともに、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を観光・交流の拠点に、各種観光・交流イベントや施設、歴史文化資源などと有機的な連携による相乗効果により、さらなる交流人口の拡大を図る必要があります。

（6）産業間の連携

本町においては、地域の人、モノ、情報を生かした地域産業の育成や各産業間の連携を図り、町の知名度の向上や町への誇りの醸成を図ることも、今後非常に重要な課題となっています。

このことを踏まえ、本町では、町内外にその魅力を発信し、町の知名度の向上やイメージアップを目的に、山元町の優れた地域資源をブランド認証する山元ブランド認証制度への取り組みを進めており、現在までに、認証品は農産加工品や食文化など 26 品目に達しています。

今後も、新たな特産品の創出や認証品の P R 、販路拡大を図り、町内外にその魅力

を発信し、町の知名度や魅力向上につなげていくためには、第1次産業だけではなく、第2次、第3次産業全体の連携を強めていくことが求められます。

(7) 雇用対策の充実・起業等の支援

町民の就労の場や所得を確保するため、企業誘致活動や創業支援を積極的に推進する。誘致企業などが可能な限り地元採用を意図しているものの、求人数が求職数を上回るミスマッチが生じていることから、町民の町内就業促進を図るなど、その改善を図る対策が求められているほか、企業誘致を円滑に進めるため、企業に必要とされる人材を育成することも重要となっています。

2) その対策

(1) 農業の振興

持続的な営農体制を構築するため、意欲ある認定農業者や新規就農者に対し、農地中間管理機構を活用した農地の積極的な集積・集約化を促進し、担い手経営体や集落における営農組織の育成に努めるほか、法人化や企業との連携に向けて支援します。農業の生産性向上を図るため、地域の実状に応じ、用排水の整備や農業用施設の維持・長寿命化への事業支援を進めます。

また、ほ場の大区画化・集積の利点を生かした効率的な土地利用型農業の推進を図るため、機械導入等の支援を行います。

関係機関や団体との連携や施設整備の促進により、労働環境及び労働条件の改善、並びに後継者・新規就業者の育成・確保を図ります。

農地の持つ多面的機能が十分發揮されるよう、耕作放棄地の発生防止及び再生利用に努めるとともに、農地の適切な保全管理と良好な農村環境の維持を図ります。

農業振興地域内に、用排水不良等営農条件により、担い手への集約・集積も難しく不耕作となっている農地が多数存在することを踏まえ、土地の有効活用が図られるよう、関係機関と連携・調整しながら、農業振興地域の見直しに取り組みます。

鳥獣被害対策では、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を展開するとともに、農業者自らが設置する電気柵や防御塀などの費用を補助し、被害防止・軽減対策に取り組みます。

(2) 林業の振興

森林所有者の合意形成を図りながら、意欲と能力のある林業経営者への集積・集約化する取り組みを進め、林業の成長産業化と森林の適切な管理を行うことができる体制の確立に努めます。

また、森林の持つ多面的機能が十分發揮されるように、健全な森林整備の必要性を周知する取り組みを通じ町民及び関係者に意識の高揚を図りながら、森林の保

全・育成の推進を図ります。

森林の適正管理・循環利用を促進するため、森林間伐材の有効利用が図られる枠組みの構築に取り組みます。

(3) 水産業の振興

漁場環境の保全を図るとともに、資源管理型漁業を推進し、長期的な視点での漁業振興を図ります。

また、関係機関や団体との連携や施設整備の促進により、労働環境及び労働条件の改善、並びに後継者・新規就業者の育成・確保を図ります。

(4) 商工業の振興

本町では、町民の日常的な買い物場所に対するニーズは依然として高いことを踏まえ、商工会や県等関係機関と連携した支援体制により、地域に密着した魅力ある商店づくりを推進し、商業活動の活性化を目指すほか、新市街地を中心とした買い物利便性のさらなる向上と、町全体へと利便性が波及する取り組みの推進、既存資源の有効活用による起業者の負担軽減を図るなどの起業支援を通じた賑わいの創出に努めます。

また、商工会等との連携により、厳しさを増す町内中小企業者等の経営環境に対応した各種融資制度の周知と活用を促し、経営体质・基盤の強化を促進していくとともに、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実等を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。

企業誘致に関しては、雇用の拡大や地域経済の活性化に向け、関係機関と連携を図りながら、発展可能性を見据えた用地の確保・整備への取り組みを進めるとともに、首都圏と直結した常磐自動車道やJR常磐線をはじめとする充実した交通インフラの優位性を生かした企業誘致活動を展開します。

また、町内企業との連携強化を図るため、企業への定期的な訪問や相談を実施しながら、きめ細かな情報収集を行い、企業が抱える課題の集約と解決に努めるほか、町内の企業立地状況及び事業内容等の企業情報の発信を強化し、優良企業のPRに努めるとともに、雇用のマッチングを図ります。

(5) 観光の振興

本町では、これまで培った地域固有の資源を生かしながら、魅力ある交流・体験観光のまちづくりの推進という基本方針のもと、関係機関・団体、町民との協働により、グリーン・ツーリズム、サイクリル・ツーリズム、景観や自然の素晴らしさを感じられる各種イベント等の開催、歴史文化を感じられる施設の掘り起こしと活用など、地域資源を生かした観光・交流機能の拡充・整備に取り組みます。

また、これら地域資源や観光資源のネットワーク化を進め、周遊ルートやモデルコ

ースを設定し、必要に応じたルート上の施設整備や周遊手段の確保など、周遊観光体制の充実に取り組むとともに、観光推進体制の充実を図るため、観光振興の中核的役割を担う「株やまもと地域振興公社」等地域の観光団体を育成・強化するほか、地域協働により観光ガイド等の育成・確保、観光案内板等の整備、観光客受け入れ態勢の構築・充実を図ります。

観光は、農林水産業、商工業、物産等、産業全般にわたる裾野の広い経済活動であることから、第1次、第2次、第3次産業全体の連携強化を図り、特産品の開発及び販売促進を図るほか、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を観光交流拠点の核として、各種イベントや販売促進の企画、広報宣伝に取り組み、山元ブランド認証品をはじめとする、高品質かつ魅力的な町内の逸品のPRと販路拡大を図り、町の知名度と魅力向上による交流人口の拡大につなげるとともに、生産者の所得向上を目指します。

なお、本町への観光客の誘客推進に向けては、パンフレットやポスターの作成はもとより、SNSやマスコミを積極的に活用したPR活動を推進します。

(6) 産業間の連携

山元ブランドの育成や6次産業化等により、地域特性を生かした産業の競争力強化を推進するため、農水産物生産者や加工業者、流通・販売業者、行政等で組織する「山元町6次産業化・地産地消推進協議会」などを通じて異業種間交流の機会充実を図り、農水産業、商工業の連携強化を推進します。

また、山元ブランド認証事業者や町内生産者等と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、6次産業化の取り組みに対し支援するとともに、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」をブランド認証品や6次産業化商品の販売促進の拠点と位置付け、高品質かつ魅力的な物産の提供を通じ、町の魅力の向上と販路拡大に努めます。

(7) 雇用対策の充実・起業等の支援

本町では、進学や就職で若者の町外流出が続いている中、町内の企業では人手不足の状況が続き、人材の確保が課題となっていることから、関係機関と連携し、中学生の職場体験、トライアル就業やU.I.Jターン就職支援等により、企業と就職希望者等をつなぐ取り組みを推進し、企業が求める人材の確保に努めるとともに、金融・研究機関等との連携による起業支援のほか、新規就業者への支援や人材育成等を通じた雇用環境の整備等により、起業・雇用の拡大を推進します。

また、高齢者の生きがいづくり、社会参加、健康増進を目的に、臨時の短期的な就労機会を確保するため、山元町シルバー人材センターの機能の充実強化を図ります。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策 区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------------|-----------------------|----------|----|
| 2 産業の振興 | (2) 漁港施設 | 水産基盤整備事業（漁港施設の長寿命化） | 町 | |
| | (9) 観光又はレクリエーション | 観光案内板整備事業 | 町 | |
| | | 深山山麓少年の森拡張・改修事業 | 町 | |
| | | スポーツ・レクリエーション複合施設整備事業 | 町 | |
| | | 坂元川旧川敷環境美化整備事業 | 町 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 頑張る新人農家支援事業 | 町 | |
| | 第1次産業 | 振興作物产地化奨励事業 | 町 | |
| | | 振興作物作付定着化事業 | 町 | |
| | | 農地景観形成推進事業 | 町 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 6次産業化ネットワーク活動事業 | 町 | |
| | 商工業・ 6次産業化 | 商工会運営及び事業支援事業 | 町 | |
| | | 中小企業振興資金利子補給事業 | 町 | |

| | | | | |
|--|--------------------|------------------|---|--|
| | | 中小企業振興資金預託事業 | 町 | |
| | | 中小企業振興資金保証料補給事業 | 町 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 花畠プロジェクト（ひまわり祭り） | 町 | |
| | 観光 | 交流拠点ネットワーク推進事業 | 町 | |
| | | 農水産物直売所運営事業 | 町 | |
| | | 観光物産魅力発信事業 | 町 | |
| | | 観光情報発信事業 | 町 | |
| | | 名亘地場産業振興協議会事業 | 町 | |
| | | 四方山観光開発協議会事業 | 町 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 企業立地奨励金事業 | 町 | |
| | 企業誘致 | 企業誘致推進事業 | 町 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 鳥獣被害対策実施隊事業 | 町 | |
| | その他 | イノシシ捕獲対策奨励事業 | 町 | |
| | | 農作物等鳥獣被害対策事業 | 町 | |

| | | | | |
|--|--|------------------|---|--|
| | | 漁港施設機能保全事業 | 町 | |
| | | 森林適正管理推進事業 | 町 | |
| | | 山元町ブランド推進事業 | 町 | |
| | | シルバー人材センター運営支援事業 | 町 | |

4) 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 事業名 (施設名) | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|--------------------|----|
| 山元町全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 | |

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記2)、3) 記載のとおり

4 地域における情報化

1) 現況と問題点

今日の高度情報通信ネットワーク社会においては、過疎地域と都市との情報格差を少なくするために、情報通信ネットワークの整備を図ることが特に重要です。インターネットアクセス環境の向上は、地理的不利からくる時間、距離の制約や非効率等の問題を克服する可能性があり、日常生活はもとより産業面、教育面、防災面、保健・医療面等、様々な分野で変革をもたらし、新たな可能性を切り開く手段として期待されます。

また、近年のコロナ禍により非接触の行政サービス等の需要が高まっていることを受け、行政のデジタル化の実現のために早急な対応が迫られています。今後、行政のデジタル化構築に向けた、体制、基盤などの整備を図る必要があります。

2) その対策

住民ニーズや時代の変化に合わせて、第5世代移動通信システム(5G)等への対応を携帯電話各社に要望していきます。

行政デジタル化においても、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、行政手続きのオンライン化等を検討していきます。

さらに、安心して暮らせるまちづくり、生業と賑わいのまちづくりを展開するため、防災や学校教育等に多様なICT（情報通信技術）の利活用を推進するとともに、高齢者等のIT弱者を対象にした情報講習会の開催を行い、町全体の情報リテラシーの向上に努めています。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------------------------------|--|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 | 防災行政無線更新事業 (同報系防災行政無線操作卓更新事業) (移動系防災行政無線デジタル化事業) | 町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 情報伝達システム再構築事業 (戸別受信機貸与事業等) | 町 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

1) 現況と問題点

(1) 国県道

震災により、改めて緊急輸送・搬送や日常的な移動における交通網の重要性が認識されました。人やモノの移動だけではなく、併せて経済面への影響も多大であることから、より一層の整備推進と保全管理が求められます。

また、高速交通体系の整備等に伴う交通量の増加や高齢者の増加などにより、子どもや高齢者などが交通事故に巻き込まれるリスクが高まっており、より一層、交通安全

全意識の啓発や交通安全施設の充実などが必要です。

(2) 町道・農道

町道は、令和2年度末時点で、総延長約 303.2 kmで、改良率約 63.7%、舗装率約 82.0%となっています。町内の生活の利便性向上のため、生活に密着した道路の整備や津波からの避難を念頭に置いた避難道路の整備、新市街地と既存の集落を結ぶ交通網を念頭に置いた道路網の整備が求められます。

農道は、総延長 203.8 kmで、そのうち一定要件農道が 48.1 kmとなっています。一定要件農道の多くは、国営農地再編整備事業などの補助事業より農道整備を進めた道路に該当しますが、その他の多くは、中山間部の小区画農地への耕作用道路や生活に密着した集落道が占めています。また、農業用機械の大型化が進む今日、農道の維持管理に加え、農業の生産性向上を図るための道路整備が求められています。

(3) 公共交通

公共交通はJR常磐線のほか、地域公共交通網形成計画に基づき、定時路線バスとなる町民バスや、デマンド型乗合タクシーを身近な交通手段の一つとして運行しています。駅や医療機関、学校をめぐる交通ネットワークを形成していますが、今後は運行の適正化を図るため、ニーズと利用状況に注視し継続的な運行のためにさらなる検討が必要です。

2) その対策

(1) 国県道の整備

交通量の増加が見込まれる国県道において交通安全施設の整備充実を要請とともに、町の骨格を形成する国県道の整備を推進し、広域幹線道路としての連続性の確保を図り、人・モノが行き交い活気のある町を形成していきます。

(2) 町道・農道の整備

町民の生活に密着した道路の整備を行い良好な居住環境の形成に努めるとともに、新市街地の利便性を享受するため、新市街地と既存市街地を結ぶ避難道路を含めた道路網の整備を進め、交通機能を向上させます。また、生活環境の保全を図るため、大型貨物自動車及び通過交通の市街地内への侵入の抑制を図るとともに、市街地内の歩道等の整備促進を図っていきます。

農道整備については、農業の生産性向上を図るため、ほ場整備事業区域内道路の維持管理に加え、生活に密着した集落道（赤道）などの整備を行い、農業生活環境の向上を念頭にした整備が求められます。

(3) 公共交通確保対策

町民の生活を支える身近な交通手段である公共交通の利便性の向上を図るとともに、駅や医療機関、学校を中心とした公共交通網の整備を促進します。

また、新市街地と既存市街地を有機的に繋ぐ交通ネットワークの構築を図り、新市街地の利便性を町全体が享受できるまちづくりを進めます。

学校等の公共施設の統廃合や新設に併せて、スクールバスや定時定路線バス等のバス路線の再編を検討します。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|----------------|--|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道 道路 | 社会資本整備総合交付金（防 安）つばめの杜北線 道路改良 L=800m W=7.0m | 町 | |
| | | 社会資本整備総合交付金（防 安）亘理用水路東線 道路改良 L=500m W=9.5m | 町 | |
| | | 社会資本整備総合交付金（防 安）真庭千保田線 道路改良 L=500m W=9.5m | 町 | |
| | | 交通安全対策補助事業 大平牛橋線 道路改良 L=1,180m W=9.5m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 山寺畠中東線 道路改良 L=280m W=6.0m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 下郷寺前線 道路改良 L=250m W=8.0m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 町戸花線・中浜滝の前線 道路改良 L=1,200m W=5.0m ～8.0m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 上平浜原線 道路改良 L=780m W=5.75m | 町 | |

| | | | | |
|------------------|---|--|---|--|
| | | 道路新設改良事業 東街道線 道路改良 L=300m W=10.0m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 浅生原新井田東線 道路改良 L=160m W=5.0m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 鷺足南線 道路改良 L=200m W=5.0m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 横山藤崎線 道路改良 L=200m W=5.0m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 牛橋港線 護岸整備 L=320m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 (仮称)つばめの杜 2号線 道路改良 L=80m W=6.0m | 町 | |
| | | 道路新設改良事業 (仮称)つばめの杜 44号線 道路改良 L=170m W=6.0m | 町 | |
| (1) 市町村道 橋りょう | 道路メンテナンス事業 (町道に架かる橋梁[240箇所] の調査点検及び補修・修繕) | 町 | | |
| (2) 農道 | 農業用施設単独整備事業 農道真庭上台線道路整備工事 水路延長 L=170m 舗装工 L=120m W=2.5m (令和3年度) | 町 | | |
| | 農業用施設単独整備事業 農道高瀬宿原線水路整備工事 道路排水延長 L=70m | 町 | | |
| | 農業用施設単独整備事業 農道真庭上台線道路整備工事 水路延長 L=100m 舗装工 L=100m W=2.5m (令和4年度以降) | 町 | | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | 農業用施設単独整備事業 白山坂線道路整備工事 水路延長 L=70m 舗装工 L=70m W=2.0 | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 中山森山線道路整備工事 舗装工 L=200m W=2.5m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 中山松の木線道路整備工事 舗装工 L=200m W=2.5m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 合戦原赤坂線道路整備工事 舗装工 L=150m W=2.0m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 小平馬場線道路整備工事 舗装工 L=70m W=2.5m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 高瀬柳町線道路整備工事 舗装工 L=160m W=4.0m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 高瀬柳町3号線道路整備工事 舗装工 L=170m W=4.0m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 坂元字北田線道路整備工事 舗装工 L=150m W=2.5m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 館野地線道路整備工事 舗装工 L=250m W=3.0m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 八手庭北の入線道路整備工事 舗装工 L=110m W=2.5m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 八手庭大沢線道路整備工事 舗装工 L=120m W=2.5m | 町 | |
| | 農業用施設単独整備事業 小平北柳沢線道路整備工事 舗装工 L=120m W=2.5m | 町 | |

| | | | | |
|--|---------------------------------------|--|---|--|
| | | 農業用施設単独整備事業 鷺足山崎線道路整備工事 水路工 L=100m 舗装工 L=90m W=2.0m | 町 | |
| | | 農業用施設単独整備事業 浅生原原線道路整備工事 舗装工 L=70m W=2.5m | 町 | |
| | | 農業用施設単独整備事業 浅生原下宮前線道路整備工事 舗装工 L=270m W=3.0m | 町 | |
| | (9) 過疎地域 持続的發 展特別事 業 公共交通 | 町民バス等運行事業 | 町 | |
| | | 町民バス路線等見直し事業 | 町 | |

6 生活環境の整備

1) 現況と問題点

(1) 上下水道

上下水道は、震災による施設等の復旧・復興のための莫大な資金投資や給水人口等の減少により、厳しい経営状況ですが、新市街地、いちご団地等の整備や宮城病院の水道及び公共下水道の接続により給水収益等が増加傾向に転じ、さらに、包括的民間委託の取り組みによるコスト削減効果や県の広域水道料金改定等から、安定した経営ができる見込みです。今後は、人口減少に伴う水需要の減少が見込まれ、さらには、老朽化した施設等が数多く更新時期を迎えることから、経営基盤強化を図ることが急務となります。また、長寿命化対策等を計画的に実施し、持続可能な上下水道の経営に取り組む必要があります。

(2) 廃棄物処理

本町における廃棄物処理については、「ごみの分け方・出し方」などの周知、パンフレットの全戸配布を行い、ごみの減量化、リサイクル化を推進してきました。また、環境美化活動については、毎年実施されている町内一斉清掃など、様々な取り組みが実施されています。しかし、町内の至る場所へのごみのポイ捨てのほか、近年、被災した沿岸部への建設資材等の不法投棄が増加していることから、環境美化意識の高揚及び不法投棄に対する対策が急務となっています。町民一人ひとりが環境への意識を

高め、環境に配慮し行動することが重要であり、地域で力を合わせて環境美化に取り組む必要があります。また、循環型社会を目指すために、リサイクル運動や生ごみの処理に対する支援を行い、リサイクルに対する意識は徐々に向上しつつありますが、町民一人にかかる1日当たりのごみの排出量は依然として減少には至っておらず、引き続き、リサイクルやごみの資源化などの意識啓発が課題です。

(3) 消防・防災

震災の津波により、本町における社会基盤は壊滅的な被害を受けるとともに、多くの尊い人命が失われました。地震・津波による災害だけでなく、水害や土砂災害などあらゆる災害から、町民の安全・安心を守る防潮堤、河川堤防、排水施設等の社会基盤の強化を進め各種災害からの被災リスク軽減を図るまちづくりが求められています。さらに、町民一人ひとりが、災害発生時に迅速かつ適切な避難行動等が取れるよう支援する必要があります。

全国で異常気象による災害が多発しており町民一人ひとりの防災に対する関心が高まる中で、総合防災訓練を通じて、各種防災会が地域の実状に応じた避難訓練及び防災研修会を企画し、自身の避難場所や避難経路確保などの避難行動の習熟が図られています。児童生徒も総合防災訓練において災害対応業務の一端を担うことにより災害と発生時における自助・共助のあり方を学ぶ防災学習を実施しており、小学校の総合教育においては、町内防災拠点施設や「震災遭構中浜小学校」の見学等を実施し、防災教育の充実が図られています。また、町民一人ひとりの防災に対する関心が高まっている中で、避難行動要支援者台帳を作成し、災害弱者に対する支援策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

震災の教訓を後世に伝承し、防災意識の高揚を図るとともに、防災教育を継続して実施する必要があります。また、救急医療、消防については、引き続き広域的な連携を継続していくとともに、身近な緊急的な対応については、自ら主体的な行動をとれるよう支援する必要があります。

(4) 住宅環境

新市街地の利便性を町全体で享受することが重要であり、既存の集落や公共施設と新市街地との有機的な連携を図るとともに、町民の安全安心を確保するため、住宅の耐震化や地域の防犯対策にも配慮した環境整備が求められます。

また、人口減少、少子高齢化などを踏まえて、子どもたちから高齢者まですべての世代が便利で快適に暮らせるよう、生活に必要な機能が集まったまちづくりを引き続き進めていくことが必要です。

2) その対策

(1) 上下水道の整備

安全・安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設等の長寿命化及び耐震化事業を計画的に取り組んでいきます。また、沿岸部の土地利用計画により、住民の居住分布が変化したことから、配水系統の見直し等を行います。

ストックマネジメントに基づく長寿命化及び更新事業により、事業の平準化を行い計画的な施設整備を行います。また、下水道の供用開始後、一定期間が経過しても下水道へ接続しない方へ下水接続を働きかけるとともに、下水道処理区域外においては、浄化槽による汚水処理を推進します。

(2) 廃棄物処理対策

不法投棄されやすい場所の予測や、その土地所有者及び関係機関との連携を図り、清掃及び除草などの環境整備を実施し、不法投棄の防止に努めるとともに、不法投棄防止巡回員を活用した監視体制の強化に取り組みます。

家庭や事業所におけるごみ（食品ロス含む）の削減を目指した取り組みを進めるとともに、ごみの分別の徹底や、処理・処理体制、リサイクル体制の充実を図ります。また、広報・啓発活動等を通じ、町民や事業者の自主的な3R+R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を推進します。

(3) 消防・防災対策

津波避難文化の定着と公助が機能するまでの自助及び共助に主眼を置いた総合防災訓練を継続実施し、防災・減災意識の高揚を図ります。

また、県南唯一の震災遺構となる中浜小学校を活用し、震災の脅威を伝承するとともに、子ども達の防災教育等の充実を図ります。

(4) 住宅環境整備対策

住宅や生活に必要な都市サービス機能の集約化の推進と、都市計画制度等を活用した土地利用誘導を模索し、若者からお年寄りまでのすべての世代が寄り添い便利で快適に暮らせるよう、歩ける範囲に公共施設や買い物施設等を集約し整備した新市街地の、さらなる利便性の向上を図るとともに、町全体でその利便性を享受できるまちづくりを進めます。

良好な居住環境の整備を推進するため、耐震性能の向上や宅地かさ上げなど、民間住宅の防災性が向上するよう支援するとともに、空き家所有者への適切な維持管理を働きかけるほか、防犯灯の整備により、地域の防犯対策に取り組みます。

町営住宅においては、耐用年数を超過した住宅の用途廃止等に取り組みながら、適正な維持管理に努め、住宅環境の維持保全に努めます。また、生活に密着した道路の

整備等を行い、良好な居住環境の形成に努めます。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------------|--|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (2) 下水処理施設 公共下水道 | 下水道施設及び管渠等更新事業 (特定環境保全公共下水道) (1 施設及び老朽管の平準的更新) | 町 | |
| | (2) 下水処理施設 農村集落排水施設 | 下水道施設及び管渠等更新事業 (農業集落排水事業) (2 施設及び老朽管の平準的更新) | 町 | |
| | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯 | 防災キャンプ事業 | 町 | |
| | (8) その他 | 犯罪のない明るいまちづくり事業 (防犯灯整備等) | 町 | |

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1) 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

時代の変化とともに子育てに関わる環境・課題が複雑化しており、多様なニーズに応じた子育て施策が求められます。

町では、子育て環境の向上に向けて児童館、子育て支援センター、山下第二小学校児童クラブ等の機能を備えた「こどもセンター」を平成28年度に開所し、町の子育て拠点として多くの方々に利用されています。今後は、子育て拠点施設の利便性の向上を図り、さらなる利用者拡大に向けた取り組みを実施する必要があります。

また、つばめの杜保育所と町内私立幼稚園や民間事業者を含めた子育て支援団体等との役割分担と連携強化を図るとともに、地域住民と連携した地域ぐるみの子育て支援事業への取り組みを拡大する必要があります。

地域と学校を結ぶ協働教育に関しては、組織づくりや活性化を図り、地域人材の育成及び学校支援の仕組みづくりを構築するとともに、地域と学校が一体となって、児童生徒の見守り活動や学校周辺の環境整備が求められています。

経済的に困窮した家庭が増えており、子どもの適切な医療機会の確保と子育て世帯の経済的負担軽減を図る必要があります。

（2）高齢者等の保健及び福祉

現在、本町では総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、全国平均や宮城県平均と比較してもかなり高い水準にあり、高齢化社会が急速に進んでいます。その中で、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるように、各種健康づくり事業や介護予防事業の実施、健全な介護保険事業の運営の継続が必要です。住まいを中心とした、医療、介護、介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築とともに、健康づくり運動の普及や町独自事業として通所型サービスの普及に努めてきました。今後、さらなる深化・推進には、各種健康づくり事業への積極的な参加や介護予防ボランティアとなる人材の育成が必要となります。

また、高齢化の進展とともに一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者の生活を支える多様な主体が連携し高齢者の暮らしを見守り、支える仕組みづくりが必要となります。

障がい者については、障がい者本人や親の高齢化、親なき後を見据え、地域で安心して暮らすことができるよう障がい福祉サービスの充実や体制整備が必要となります。

2) その対策

（1）子育て環境の確保

子育て環境の確保については、児童館や子育て支援センターにおける地域の子育てに関する相談・交流の促進や利用者のニーズに対応した一時預かりやファミリー・サポート・センター事業など、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

さらに、既存の町内私立幼稚園や子育て支援団体等との連携、強化を図りながら、地域の子育て環境の拡充を図ります。

子どもの安全確保については、関係機関・団体との連携により交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための活動等を推進するとともに、児童虐待防止対策については、要保護児童対策地域協議会を中心に対応し、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進、障がい児施策の実施等、要保護児童と家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

また、子どもを対象に、適正な医療機会の確保と経済的負担軽減を図るために、医療費助成を継続して実施します。

母子手帳交付時から継続した支援が行えるよう、山元版ネウボラとしての子育て世代包括支援センターにおいて、訪問や相談、講座等を定期的に開催し、親と子の健康づくりを推進します。

（2）高齢者等の保健及び福祉の充実

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいを中心とした、医療、介護、介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを強化し、介護予防ボランティア養成・育成、通いの場作りと移動手段の確保等を推進することにより、高齢者が安心して生きがいを持ちいきいきと生活し、社会参加ができるまちづくりの実現を目指します。

また、高齢者の低栄養・虚弱・生活習慣病等の重症化を予防し、健康寿命延伸に向け、健康増進のための教室、講座等を定期的に開催し、高齢者の健康づくりを推進します。

障がい者については、障がい者計画・障がい者（児）福祉計画に基づき、住み慣れた地域で、ともに支えあい豊かに暮らせるまちの実現に向け、社会参加に必要な移動の支援や介護者の高齢化による緊急短期入所事業等サービスの充実を図ります。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------|----------------------|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 | 子ども医療費助成事業 | 町 | |
| | | 私立幼稚園機能分担・連携強化事業 | 町 | |
| | | 保育所管理運営事業 | 町 | |
| | | 一時預かり・特定保育事業 | 町 | |
| | | ファミリー・サポート・センタ一事業 | 町 | |
| | | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 | 町 | |

| | | | |
|-------------------------------------|------------------------|---|--|
| | 病児・病後児保育事業 | 町 | |
| | 送迎保育ステーション事業 | 町 | |
| | 子どもの貧困対策計画策定事業 | 町 | |
| | 子育て拠点施設管理運営事業 | 町 | |
| | 小規模保育施設誘致事業 | 町 | |
| (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障がい者福祉 | 福祉タクシー利用及び自動車燃料費助成事業 | 町 | |
| | 障がい者地域活動支援センター指定管理業務委託 | 町 | |
| | 自立支援医療費給付（更生育成医療） | 町 | |
| | 自立支援介護・訓練等給付事業 | 町 | |
| | 生活支援体制整備事業 | 町 | |
| | 障がい者緊急短期入所支援事業 | 町 | |
| (8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり | 健康づくり運動普及事業 | 町 | |
| | 元気やまもとみんなの健康まつり | 町 | |

| | | | | |
|--------------------------|--|-----------------|---|--|
| | | 健康づくりウォーキング事業 | 町 | |
| (8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | | 子育て世代包括支援センター事業 | 町 | |
| | | 少子化対策・子育て応援事業 | 町 | |

8 医療の確保

1) 現況と問題点

各種検診の未受診者による疾病の重症化に伴う医療費の上昇がみられる事から、医療費の抑制を図るためにも、検診の普及啓発や受診勧奨を行い、早期発見、早期治療への結びつけが必要です。

また、生活習慣に起因する肥満や虫歯、高血圧性疾患の増加など課題も多く、乳児期から継続した運動・食生活の支援が必要です。

さらに、震災により生活環境が大きく変化し、不安を抱えている人が多いことから、積極的に「こころのケア」を行っていく必要があります。

妊娠、子育てに不安を持つ人も多く、妊娠期から切れ目のない相談支援を実施できるよう、必要に応じて関係機関と連携を図る必要があります。

2) その対策

予防接種や疾病の早期発見に向け、各種検診への受診を呼びかけるとともに、健康づくり事業の充実を図ります。特に対策が求められているメタボリックシンドロームや虫歯罹患、高血圧性疾患については、重点施策として事業の推進を図ります。

また、生涯にわたり、こころの健康を保つことができるよう、専門医の相談窓口の周知を図り、各世代の特徴を踏まえた健康づくり事業を推進し、「こころのケア」に努めます。

地区組織や関係団体との協働により地域での健康教室や健康相談に積極的に取り組んでいくことで、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

本町医療の拠点である宮城病院の診療機能の維持・向上を図りながら、近隣自治体である亘理町や町内医療機関との連携を強化し、地域医療体制の構築を推進します。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策 区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------|--------------|----------|----|
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域 持続的發 展特別事 業 | 母子保健事業 | 町 | |
| | | 各種検診事業 | 町 | |
| | | 栄養改善事業 | 町 | |
| | | 予防接種事業 | 町 | |
| | その他 | 宮城病院との連携支援事業 | 町 | |

9 教育の振興

1) 現況と問題点

(1) 学校教育

震災以前は、町内に小学校が5校、中学校が2校ありましたが、被災した中浜小学校が、平成25年3月に坂元小学校と統合したことにより、小学校は4校体制となりました。また、今後も見込まれる児童生徒数の減少による、複式学級の編成や男女比のアンバランス、教員の確保、部活動数の縮減などの課題を踏まえ、平成30年12月に小・中学校再編方針を策定しました。小学校は「10年後を目指して1校区」とすることとし、中学校は令和3年4月に坂元中学校と山下中学校を再編して「山元中学校」を新設し、1校体制となりました。

今後は、老朽化した学校施設の改修等、さらなる環境改善が求められています。

また、新学習指導要領への移行等、教育環境の変化に伴い、学力向上や体力・運動能力向上、基本的な生活・学習習慣の形成はもちろんのこと、児童生徒がよりよい学校生活を送れるよう、コミュニケーション能力の向上、児童生徒の「こころ」のケアにも注力することが必要です。

さらに、地域や各種関係団体等との協働による教育環境の整備とともに、知・徳・体の各分野の課題を踏まえた、学校教育の充実を図る必要があります。

そのほか、児童生徒が町防災訓練において災害対応業務の一端を担うことにより、

災害等発生時における自助・共助のあり方を学んだり、総合的な学習の時間において、防災拠点施設や「震災遺構中浜小学校」の見学をしたりするなど、防災教育の充実が図られています。特に、中学生にあっては、災害発生時の避難所等において、自発的に行行動できるように日ごろからの訓練・防災教育が必要です。

(2) 社会教育

学校週5日制が定着し、子どもたちが学校以外で過ごす時間が増えていることから、地域の人材、資源を生かした教育の充実や、家庭教育との連携により子どもの個性や能力を伸ばし、次世代を担う人材を育成することが求められています。

また、地域の第1次産業等の担い手不足が深刻な問題となっており、学校教育を超えて、子どもたちが町の伝統産業に積極的に触れられる場をつくっていくことも不可欠です。

(3) 社会体育

町民グラウンドの復旧に伴い、スポーツ団体等への支援と、町民同士の絆を構築するための各種レクリエーション事業を開催しています。今後はより多くの人や、チームが参加できるよう取り組む必要があります。

町民のスポーツ活動拠点として、より一層のスポーツの振興を図るため、町民グラウンドの機能拡張と改修が令和3年3月末に完了しました。今後は、より一層町民のスポーツ・レクリエーションへの関心や健康管理意識を高めていく必要があります。

2) その対策

(1) 学校教育

児童生徒が安全で質の高い教育環境のなかで安心して学べるよう、学校の計画的な改修やICT機器の効果的な活用、教材教具の充実を図ります。また、児童生徒の教育に要する保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助制度や奨学金制度、給食費補助による援助に取り組みます。

震災の教訓を生かし、災害から自分の命を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要であることを児童生徒に理解させるとともに、日ごろの教育・訓練の積み重ねにより災害を減ずる技術を習得させるなど、防災教育の推進、充実に取り組みます。

(2) 社会教育

既存の公民館や山下・坂元の両市街地にある「地域交流センター」等の社会教育施設を活用しながら、地域の特色を生かした講座、教室を定期的に開催していきます。これによって、各世代間の交流を促進するとともに、地域づくり・人づくりを推進します。

また、総合学習における自然体験やボランティア活動等の体験的な学習の推進や、社会人講師、地域講師の活用を図り、地域と学校の連携・協働を進めています。

小学校段階では、地域学習を目的に作成している社会科副読本「わたしたちの山元町」を活用し、ふるさと山元を大切に思う郷土愛の醸成を図ります。

(3) 社会体育

各種スポーツ団体等の育成・支援に努めるとともに、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

また、町民の健康増進・住民同士のつながりづくりのために、日常的なスポーツ・レクリエーションの機会と場の提供に努め、深山山麓少年の森の拡張・改修など町民ニーズを踏まえた施設の整備・充実を推進します。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------------|---------------------------------|------|----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 校舎 | 学校環境改善事業 (山下小学校・山下第一小学校改修工事) | 町 | |
| | (3) 集会施設、 体育施設等 体育施設 | 体育文化センター長寿命化事業 | 町 | |
| | (3) 集会施設、 体育施設等 その他 | 旧坂元中学校施設改修事業 | 町 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 | 学校図書司書補配置事業 | 町 | |
| | | 就学援助事業 | 町 | |

| | | | | |
|--------------------------------|--|---|---|--|
| | | 学校給食費補助事業 | 町 | |
| | | 特別支援教育支援員配置事業 | 町 | |
| | | 外国語指導助手配置事業 | 町 | |
| (4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ | | 地域学校協働活動（地域活動）事業(生涯学習だより等作成によるサークル活動の紹介) | 町 | |
| | | 地域学校協働活動（地域活動）事業(出前講座等) | 町 | |
| | | スポーツ団体事業補助金・スポーツ少年団補助金 | 町 | |
| (4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | | 協働教育推進事業 地域学校協働活動（学校支援）事業 (家庭教育支援) 事業 | 町 | |
| | | 地域学校協働活動（地域活動）事業(学習支援等) | 町 | |
| | | 図書管理システム事業 | 町 | |
| | | 姉妹都市シニアリーダー研修・ 交流会 地域学校協働活動（放課後子ども教室）事業社会教育 関係補助金 | 町 | |

10 集落の整備

1) 現況と問題点

今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえて、子どもたちから高齢者まですべての世代が便利で快適に暮らせるよう、生活に必要な機能が集まったまちづくりを引き続き進めて行くことが必要です。

また、人口減少は集落や地域社会の存続に関わる問題であり、住民生活への影響も避けられません。そのため、特に集落を支える世代である若年層をはじめとした移住者の呼び込みを行うとともに、働く場所、機会の拡充及び居住地の確保等、移住、定住を促す必要があります。

2) その対策

住宅や生活に必要な都市サービス機能の集約化の推進と、都市計画制度等を活用した土地利用誘導を模索し、利便性が高く暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、新市街地を中心に、町内外からの移住者を受け入れるための環境整備を進めます。

また、誰しもが安心して地域に溶け込めるサポート、既存コミュニティと個別世帯と地域の融和のための取り組みへの支援や地域コミュニティ活動のための集会所施設整備等の支援を行い、地域住民が安心して暮らせる地域の形成を図ります。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策 区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------|-------------|----------|----|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 地区集会所整備補助事業 | 町 | |

11 地域文化の振興等

1) 現況と問題点

核家族化やライフスタイルの変化などにより、伝統文化などを継承する機会が次第に少なくなっています。様々な機会を捉え、地域に伝わる祭りや郷土芸能など、継承する場の設定が不可欠です。また、誰もが芸術文化に触れたり、芸術文化に参加したりする機会が必ずしも十分でなく、特に子どもたちが感性を磨く機会が少ない状況にあり、さらに、各種芸術文化団体の会員も震災により減少しています。青少年の成長に

欠かす事の出来ない成長段階に応じた多様な体験や交流の場などの機会が少なくなっているため、意図的かつ計画的に青少年活動を企画することなどが求められます。

町民が誇りを持てる地域の歴史や伝統・文化を形成し、後世に繋ぐためには、地域で管理保護に取り組む組織の構築や、保存・継承に向けた技術の継承、魅力ある地域文化としての情報発信、近隣自治体と連携した文化財活用のネットワーク形成に取り組むことが求められます。

2) その対策

各種芸術文化団体の育成・支援に努めるとともに、町民の自主的な芸術文化活動の一層の活発化を図ります。また、地域に伝承される郷土芸能の後継者育成とともに、伝統文化の継承に努めます。

地域資源である歴史文化遺産の保護・活用を推進しつつ住民等の参加による歴史遺産を生かした特色ある地域づくりを進め、郷土愛の醸成を図ります。

3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------|---------------------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 | 町指定文化財茶室等整備活用事業 | 町 | |
| | 地域文化振興施設 | 歴史民俗資料館・ふるさと伝承館 環境整備事業 | 町 | |

12 再生可能エネルギーの利用の推進

1) 現況と問題点

本町の気候条件を生かした省エネルギー・再生可能エネルギー設備の積極的な導入を進めながら、環境に配慮した自然エネルギーを活用したまちづくりに取り組むことが求められます。

2) その対策

低炭素社会の構築に向け、クリーンエネルギー施設を積極的に誘致するなど、土地の有効活用と自然エネルギーの活用を推進します。また、家庭や事業所への再生可能エネルギー導入促進のため、太陽光発電や蓄電池の導入等、本町の特性に配慮した自然エネルギーの普及・促進及び情報提供等を行います。

太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーに関する情報を探し、普及や適正な導入に関する啓発を推進します。

(別表)

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

※当一覧表に記載した施策については、いずれも地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。

| 自立促進施策 区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------------------|----------------------------|---------------------|----------|---|
| 1 移住・定住 ・地域間交 流の促進、 人材育成 | (4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 | 移住・定住支援事業 | 町 | 住宅取得・民間賃貸 住宅家賃・住宅リフ オームを行う新婚・ 子育て世帯、新規転 入者に対し補助金を 交付し定住を図る。 |
| | 移住・定住 | 移住・定住定着支援事 業 | 町 | 地域おこし協力隊の 活用と、移住・定住 サポートセンター事 業で移住・定住を促 進する。 |
| | | 空き家家財道具等処 分支援補助金 | 町 | 空き家を売却する際 の家財道具等の処分 に要する経費の一部 を補助し空き家の利 活用を図る。 |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 | 頑張る新人農家支援 事業 | 町 | 町内で独立自営する 新規就農者を対象 に、農業経営初期段 階に要する経営資材 購入費を支援するこ とで、早期の定着化 を図る。 |
| | 第1次産業 | 振興作物产地化奨励 事業 | 町 | 新たな山元ブランド の確立を図るため、 町が位置付ける新た な振興作物の苗木、 種子、防除薬資材購 入経費等の一部を支 援し、作付けの普及 拡大を図る。 |

| | | | |
|---|-----------------|---|---|
| | 振興作物作付定着化事業 | 町 | 米の需給調整に即した生産を行う一方、国内食糧自給率の向上を目的として水田を活用し、大豆やそばの戦略作物を生産（転作）する集落営農組織や農業法人に対し、主食用米並みの所得が確保できるよう支援するもの。 |
| | 農地景観形成推進事業 | 町 | 山元東部地区の畠地担い手経営体を対象に、当該地区ほ場へ地力回復・増進を目的とした町指定の景観形成作物を作付けする場合に、種子や施用する資材購入経費の一部を支援するもの。 |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・ 6次産業化 | 6次産業化ネットワーク活動事業 | 町 | 1次産業者、流通業者、食品事業者等のネットワーク形成を図ることなどにより6次産業化を支援し、農林水産物の附加価値向上、地域特産品の育成、生産者所得の向上を図る。 |
| | 商工会運営及び事業支援事業 | 町 | 商工会活動を支援するとともに、町の商工業者の振興を図るために、亘理山元商工会の運営費、及び実施事業に係る経費を補助する。 |

| | | | |
|--------------------------|------------------|---|---|
| | 中小企業振興資金利子補給事業 | 町 | 町内中小企業者の経営の安定と商工業の振興を図るため、事業者の山元町中小企業振興資金借入れに伴い発生する利子の一部（1%上限）を補給し、事業者の負担を軽減する。 |
| | 中小企業振興資金預託事業 | 町 | 金融機関が町内事業者に山元町中小企業振興資金の融資斡旋を行うにあたり、融資の原資を各金融機関に預託する。 |
| | 中小企業振興資金保証料補給事業 | 町 | 町内事業者が山元町中小企業振興資金を借り入れる場合に必要となる債務保証について、中小企業者の負担を軽減するため、町が代わって保証料を補給する。 |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光 | 花畑プロジェクト（ひまわり祭り） | 町 | 町内外の交流人口拡大を図り、にぎわいを創出するため、震災から復旧した山元東部地区の広大な畑地を活用して「ひまわり祭り」等を開催する。 |
| | 交流拠点ネットワーク推進事業 | 町 | 交流人口の拡大に資する各種イベント等を運営する団体等に対する支援を行い、それらの活動（＝観光資源）の充実を図 |

| | | | |
|--|-------------|---|--|
| | | | るとともに、点在するそれら観光資源等のネットワーク化を図る各種施策の展開により、町を訪れる観光客の町内周遊を促進し、交流人口の拡大を図る。 |
| | 農水産物直売所運営事業 | 町 | 町のランドマークである「やまもと夢いちごの郷」の運営を公設民営で行うことにより、民間活力を活用した地域産業の活性化、及び交流人口拡大による地域経済活性化等を図るために、指定管理者制度による運営に係る所要の経費を措置する。 |
| | 観光物産魅力発信事業 | 町 | 山元町P R 担当係長ホッキーくんを活用し観光・物産など町の魅力発信を行う。 |
| | 観光情報発信事業 | 町 | 町観光パンフレットと併せ各種団体等が作成するパンフレット等も活用し、広報活動の充実・強化を図るとともに、マスコミやホームページ等を活用し広く情報発信を行う。また、インバウンドの推進に向け、外国語版のパンフレット作成に |

| | | | |
|----------------------------|---------------|---|--|
| | | | 順次取り組むとともに、外国語案内が可能な人材の育成や設備の整備に取り組む。 |
| | 名亘地場産業振興協議会事業 | 町 | 広域交通網を生かした観光振興を図るため、名亘地区2市2町が連携を深め、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進等地域一体となった観光施策を開発する。 |
| | 四方山観光開発協議会事業 | 町 | 角田市、亘理町、山元町が連携し、1市2町に跨る四方山を生かした観光誘客を図るため、広域的なPR活動や施設の維持管理を行う。 |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致 | 企業立地奨励金事業 | 町 | 本町への企業立地を促進するため、事業所を新設又は増設した企業に対し、山元町企業誘致促進条例に基づき、該当する各種奨励金等を交付する。 |
| | 企業誘致推進事業 | 町 | 町内への企業誘致の実現に向け、用地の確保・整備への取り組みを進めるとともに、各種支援を通じたワンストップサービス体制の構築、企業誘致セミナー等を |

| | | | |
|---------------------------|--------------|---|---|
| | | | 通じた企業誘致情報の発信に取り組む。 |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 鳥獣被害対策実施隊事業 | 町 | 有害鳥獣の捕獲圧を高めるため、町直轄で組織した鳥獣被害対策実施隊の運営を図る。 |
| | イノシシ捕獲対策奨励事業 | 町 | 農作物被害の軽減を図るため、狩猟期間内のイノシシ捕獲に対し、奨励金を交付する。 |
| | 農作物等鳥獣被害対策事業 | 町 | 農作物被害の防止を図るため、農業者自らが設置する電気柵や防御屏などの設置費用の一部を補助する。 |
| | 漁港施設機能保全事業 | 町 | 海岸環境の維持管理として施設維持、トイレ等の清掃等を行う。 |
| | 森林適正管理推進事業 | 町 | 私有人工林の意向調査等、森林の適正な管理を目的とする森林経営管理制度の取り組みを推進する。 |
| | 山元町ブランド推進事業 | 町 | 町の優れた地域資源を、山元ブランド「やまほど、やまもと。」として認証し、認証品のPRや販路拡大支援等を通じ、町の知名度向上や地域活性化を図る。 |

| | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|------------------|---|---|
| | | シルバー人材センター運営支援事業 | 町 | 高年齢者等の就業機会の確保及び「一般社団法人山元町シルバー人材センター」の安定した運営等を促進するため、同センターに対し、運営費及び事業費を補助する。 |
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 情報伝達システム再構築事業 | 町 | 防災行政無線の維持管理と戸別受信機の貸与事業を継続して実施する。 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 | 町民バス等運行事業 | 町 | 町民の利便性の向上を図るため、町民バスぐるりん号及びデマンド型乗合タクシーを運行する。 |
| | | 町民バス路線等見直し事業 | 町 | より利便性の高い公共交通網の形成を図るため、公共交通会議を開催するなど、関係機関の意見等を聴取しながら、バス路線等の見直しを実施する。 |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯 | 防災キャンプ事業 | 町 | 防災拠点施設において災害や被災時の対応、避難所運営等を子供たちに体験させる。 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 | 子ども医療費助成事業 | 町 | 子ども（18歳に達する日の属する年度の末日）を対象に、適正な医療機会の確保と経済的負担軽減 |

| | | | |
|----|----------------------|---|---|
| 増進 | | | を図るため、医療費の一部を助成する。 |
| | 私立幼稚園機能分担・連携強化事業 | 町 | 町内私立幼稚園に入園する場合、保護者の入園時の費用負担軽減のため、補助金を交付する。 |
| | 保育所管理運営事業 | 町 | つばめの杜保育所の適切な管理運営を行うとともに、防災意識の高揚を図るために、定期的な散歩車の更新や散歩車の車庫を設置する。 |
| | 一時預かり・特定保育事業 | 町 | 保護者が一時的に家庭での保育が困難となった場合や、就労形態により断続的に家庭で保育ができない場合、一時的に保育を支援する。 |
| | ファミリー・サポート・センター事業 | 町 | 児童の預かりの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動の連絡、調整を行い活動を支援する。 |
| | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 | 町 | 宮城病院内「つくし保育園」の地域枠と、近隣市町の幼稚園等の利用について、施設型給付費の給付を行い、保育の受け皿を確保する。 |

| | | | |
|-------------------------------------|----------------------|---|--|
| | 病児・病後児保育事業 | 町 | 亘理町内で実施している病児保育事業を広域利用する。 |
| | 送迎保育ステーション事業 | 町 | 「ふるさとおもだか館」内に坂元送迎保育ステーションを設置し、朝夕の一時預かりとつばめの杜保育所への送迎を行うことで、保護者の距離的な負担軽減を図る。 |
| | 子どもの貧困対策計画策定事業 | 町 | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、市町村計画を策定する。 |
| | 子育て拠点施設管理運営事業 | 町 | つばめの杜地内の子育て拠点施設の環境整備及び児童の健全な育成を育むため、施設の管理、運営を行う。 |
| | 小規模保育施設誘致事業 | 町 | 小規模保育施設を誘致し、0歳児～2歳児の保育需要に対応できる体制強化を図るもの。 |
| (8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障がい者福祉 | 福祉タクシー利用及び自動車燃料費助成事業 | 町 | 心身に重度の障害がある方に対し、タクシー料金の一部及び自動車燃料費の一部を助成する。 |
| | 生活支援体制整備事業 | 町 | 地域住民、各種団体、医療・介護の関係機関等が連携し、「協議体」や「生活支援コーディネータ |

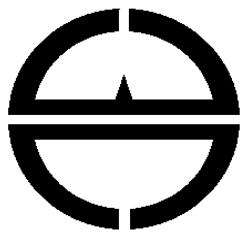
| | | | |
|----------------------------|------------------------|---|--|
| | | | 一」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進める。 |
| | 障がい者地域活動支援センター指定管理業務委託 | 町 | 障害者の自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、創作活動、地域交流を行う。 |
| | 自立支援医療費給付 (更生育成医療) | 町 | 身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の支給を行う。 |
| | 自立支援介護・訓練等給付事業 | 町 | 障害者総合支援法にもとづく、介護や訓練等の支援や児童福祉法にもとづく、障害児通所支援、都道府県が実施する障害児入所支援などの障害福祉サービスを実施するもの。 |
| | 障がい者緊急短期入所支援事業 | 町 | 障がい者を介護する介護者の高齢化等に伴う急病や急用等による緊急時の短期入所を行う。 |
| (8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり | 健康づくり運動普及事業 | 町 | 健康づくりのための運動教室を実施し、楽しみながら運動習慣を身に着けることができるよう支援す |

| | | | | |
|---------|--------------------------|-----------------|---|--|
| | | | | る。 |
| | 元気やまもとみんなの健康まつり | 町 | 幼稚園、保育所の保護者を中心に、むし歯予防、メタボ予防を中心とした啓発活動を実施する | |
| | 健康づくりウォーキング事業 | 町 | 元気アップポイント事業、ウォーキング大会等を実施し、楽しみながら運動習慣を身に着けることができるよう支援する。 | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 子育て世代包括支援センター事業 | 町 | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目がない支援を実施するため総合的な相談支援を行う。 |
| | 少子化対策・子育て応援事業 | 町 | 子どもの成長に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供と、未婚率が高い現状を踏まえた対策を講じる。 | |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 母子保健事業 | 町 | 各種乳幼児健康診査、育児相談を行う。 |
| | 各種検診事業 | 町 | 特定健康診査、若人健康診査、後期高齢者健康診査、特定保健指導、各種がん検診を実施する。 | |
| | 栄養改善事業 | 町 | 市民が「食」に関する知識や食を選択できる力を習得し、健 | |

| | | | | |
|---------|---------------------------|-------------|---|---|
| | | | | 全な食生活を実践できるよう支援する。 |
| | 予防接種事業 | 町 | | 定期予防接種を実施するとともに、一部任意の予防接種について助成を行う。 |
| | 宮城病院との連携支援事業 | 町 | | 地域医療体制の強化を図るため、宮城病院への各種検診業務の委託や乳幼児健診における診察及び相談での連携を図る。 |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 | 学校図書司書補配置事業 | 町 | 小・中学校に図書司書補を配置し、児童の読書活動を推進するとともに、図書を活用した学習活動の充実等を図る。 |
| | 就学援助事業 | 町 | | 経済的に就学が困難となった児童の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助する。 |
| | 学校給食費補助事業 | 町 | | 学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担する学校給食に要する経費を補助することによって保護者の教育費の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援する。 |
| | 特別支援教育支援員配置事業 | 町 | | 特別支援学級在籍の児童生徒は、日常生活のあらゆる場面において支援を必要と |

| | | | |
|------------------------------------|--|---|---|
| | | | しており、通常学級においても発達障害の疑いのある児童生徒等が在籍していることで、正常な学級運営ができないケースがあるため、学級担任が本来の教育目的を果たせるよう、支援員の配置を行う。 |
| | 外国語指導助手配置事業 | 町 | 国際化に対応した教育を推進するため、外国語指導助手を招致し、小中学校における国際理解教育と語学指導の充実を図る。 |
| (4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ | 地域学校協働活動（地域活動）事業(生涯学習だより等作成によるサークル活動の紹介) | 町 | 生涯学習だより・カレンダー等による事業等のサークル活動の紹介を行う。 |
| | 地域学校協働活動（地域活動）事業(出前講座等) | 町 | 町内の専門的知識を有する者を講師として出前講座を実施し、地域住民に学習の場を提供する。 |
| | スポーツ団体事業補助金・スポーツ少年団補助金 | 町 | スポーツ活動を推進するとともに、スポーツ活動に伴う補助基準を明確化する。 (一定の運営費を確保し競技人口の拡大に繋げる。) |

| | | | | |
|---------|---------------------------|---|---|---|
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 | 協働教育推進事業 地域学校協働活動 (学校支援) (家庭教育支援) 事業 | 町 | 家庭・地域・学校が相互に連携し、協働により地域全体で未来を担う子どもを育成する。 |
| | | 地域学校協働活動 (地域活動) 事業(学習支援等) | 町 | 学習支援、防災教育、安全見守り等の事業を実施する。 |
| | | 図書管理システム事業 | 町 | 中央公民館・坂元公民館・山下地域交流センター図書室の図書の貸出・返却をスムーズに行うため、システムを更新し、併せて、配架する図書の充実を図る。 |
| | | 姉妹都市シニアリーダー研修・交流会 地域学校協働活動 (放課後子ども教室) 事業社会教育関係補助金 | 町 | 姉妹・友好都市5市町の少年団体シニアリーダー (ジュニアリーダー) による情報交換・交流等により少年団体活動の資質向上を図る。 |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 地区集会所整備補助事業 | 町 | 各区の集会所利用者の安全確保と活動しやすい空間を確保することにより、地域コミュニティ活動の維持・活性化を図るため、各区が行う集会所整備事業に対する支援を行う。 |



山元町過疎地域持続的発展計画